第3章 流域下水道

第3章 流域下水道

3-1 沿 革

1 多摩地域の下水道事業のはじまり

多摩地域の下水道計画は、戦後の急激な人口増加と産業の発展による市街化の拡大に対処するため、昭和25年に武蔵野市で始まった。当時は、公害問題も表面化しておらず、雨水及び雑排水の排除を主な目的としていた。その後、昭和28年度から34年度にかけて八王子市の中心部、立川市の市街地部、日野市の多摩平地区、三鷹市東部地区が順次公共下水道として都市計画決定され事業に着手した。この頃より、多摩地域は、人口増加による市街化が激しくなり、緊急に雨水及び雑排水の排除が必要となっていた。

このため都は、多摩地域の市街地の秩序ある発展と生活環境の向上を図るため、昭和33年から34年にかけて北多摩地区で下水道計画の基礎となる「用排水実態調査」と「下水道基本調査」を行い、基本調査の結果を市町村の下水道計画に対する指導指針とした。

これらの調査では、下水道の計画人口を約171万人、一日一人当たりの汚水量を300リットル、降雨強度は一時間当たり40ミリ程度とし、排除方式は、事業実施中の処理区を除き、原則として分流式を採用することとした。

昭和30年代後半から40年代前半にかけては、人口増加と工場進出などの一層の激化により、「用排水実態調査」と「下水道基本調査」は、実態に合わなくなり、新たな計画の策定が必要となった。

このため、昭和38年10月、都は市町村の協力を得て、長期的・広域的な環境整備計画と事業計画並びに 実施方法の策定を目的とした「三多摩地区環境整備対策連絡協議会」(会長:副知事)を設置した。

下水道部門は、都が三多摩地域の下水道計画案を作成し、本協議会にはかり了承を得るという方針に基づいて、昭和42年2月「三多摩地区総合排水計画(第一次)」の都案を決定した。

この下水道計画は、都が中小河川と広域幹線排水路(北多摩一号幹線排水路、北多摩二号幹線排水路)、 市町村は汚水処理施設と管きょ等を整備するというものであり、広域幹線排水路は、各市町村の汚水処理 施設から放流される処理水と区域内の雨水を集水して多摩川に流すという河川としての性格が強いもの であった。

2 流域下水道事業のはじまり

「三多摩地区総合排水計画(第一次)」に基づいて、国は、市街地の健全な発展と公共用水域の水質の保全のため、市町村の区域を越えた広域的下水道の整備が急務であるとして、昭和43年2月の建設省都市局長通達で、都道府県が流域下水道の事業主となるよう方向を明らかにした。これを受けて都は、同年6月の首脳会議をもって流域下水道の建設事業は下水道局が主管することと決定した。

これらの背景のもとに、昭和43年9月に関係市町村との協議会において「三多摩地区総合排水計画(第

二次)」が承認された。

この計画では、都は中小河川、流域下水道の幹線及び処理場(平成16年4月より「水再生センター」に名称変更)の整備、市町村は一般の下水道及び流域関連の下水道の整備とし、排除方式は、急激な人口増と著しい市街化により雨水排除と汚水処理を平行して行わざるをえなかったため、原則として合流式(特に北多摩地域)を採用することとした。この計画が、今日の多摩川流域下水道計画の母体となっている。

昭和43年までの流域下水道計画は、わずかに北多摩一号処理区の幹線管きょが都市計画決定されているにすぎなかったが、多摩地区の流域下水道事業の所管が下水道局に決定し、「三多摩地区総合排水計画(第二次)」に基づく事業が急がれることとなった。同時に昭和40年代半ばには、多摩川の汚染が一層深刻になり社会問題化していた。そして、昭和45年には下水道法改正があり、下水道の目的に「公共用水域の水質の保全」が付加され、流域下水道は公共下水道の基幹施設として、水質保全に大きな役割を果たすこととなった。

昭和45年9月、多摩川・荒川などの都内の主要な河川は公害対策基本法に基づいて、水質環境基準の類型指定が定められた。このため、これらの水域は下水道法第2条の2の規程により、下水道整備に関する総合的な基本計画、すなわち「流域別下水道整備総合計画」を策定することとなった。

この計画は、水質環境基準を達成、維持するための下水道の整備を最も効果的に実施するために当該流域における個別の下水道計画の上位計画として位置づけられるものである。

都においては、計画区域を区部及び多摩地域とする「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」(以下、「流総計画」)を策定し、昭和55年3月に建設大臣承認を受けた。

しかし、流総計画については20年後を目標としつつ中間年次に見直しをすることとなっていたため、都は昭和63年度を基準年として平成元年度から見直し作業を行い、平成7年8月に国に計画を申請し、平成9年5月に承認を受けた。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を59,162ha、計画人口386万人、基礎家庭における一日一人当たり汚水量を300リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系で1リットル当たりBOD8mg以下、荒川水系で1リットル当たりBOD10mg以下と定めた。

さらに、本流総計画では、環境庁より東京湾の窒素・りんに係わる水質環境基準を達成する観点から、計画を見直しするよう付帯意見が付けられている。これらを受けて「流総計画」は、平成10年度から人口・産業等の基礎フレーム、汚水量及び下水道計画区域等を含め検討を重ねた。加えて、平成17年に東京湾など閉鎖性水域の水質を改善するため下水道法施行令の改正もあり、約10年ぶりに計画の見直しを行い、平成22年3月に国に計画を申請し、平成21年7月に同意を得た。主な変更点は①計画下水量の見直し、②窒素、りんなどの目標水質を新たに設定、③老朽化した処理場がある市の単独処理区(八王子市北野処理区、立川市錦町処理区、三鷹市東部処理区)を流域下水道に編入することとしている。

この計画では、多摩地域の計画区域面積を56,757ha、計画人口401万人、基礎家庭における一日一人当

たり汚水量を270リットルとしている。また、各処理場からの放流水質は、多摩川及び荒川の水質環境基準の達成を目標として、多摩川水系、荒川水系で1リットル当たりBOD6mg以下と定めた。

3 流域下水道事業の重点的な実施

事業費の推移は、昭和52年12月の「東京都財政3か年計画-1977」に基づき、昭和53年度を初年度とする3か年に、総額680億円を投資し、多摩川水系と荒川水系の流域下水道を、関連市町の公共下水道と整合させながら、強力に建設を進めることとしたのをはじめ、昭和56年2月の「マイタウン東京'81東京都総合実施計画」においては、昭和56年度から3か年間に760億円の事業費を投資することとした。

さらに、昭和57年10月には「東京都長期計画マイタウン東京-21世紀をめざして」が策定され、昭和56年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。

その後、東京都長期計画の着実な推進を図ることを目途に、昭和58年10月に「マイタウン東京'83東京都総合実施計画」が策定され、昭和58年度からの3か年の事業費を720億円とした。さらに、昭和59年10月の「マイタウン東京'85東京都総合実施計画」では、昭和60年度からの3か年の事業費を、610億円とした。

昭和61年11月には「第二次東京都長期計画 マイタウン東京-21世紀への新たな展開」が策定され、昭和61年度からの10か年における総事業費を2,740億円とした。これを受けて、昭和62年11月に「マイタウン東京'87東京都総合実施計画」を策定し、昭和62年度からの3か年における事業費を860億円とした。また、昭和63年10月には、第二次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京'89東京都総合実施計画」を策定し、平成元年度から3か年の事業費を940億円とした。

平成2年11月には「第三次東京都長期計画マイタウン東京-21世紀をひらく」が策定され、平成3年度からの10か年における総事業費を2,804億円とした。これを受けて、平成3年11月に「マイタウン東京'91東京都総合実施計画」を策定し、平成3年度からの3か年における事業費を877億円とした。また、平成4年11月には、第三次東京都長期計画の着実な推進を図ることを目的とし、「マイタウン東京'93東京都総合実施計画」を策定し、平成5年度からの3か年における事業費を865億円とした。

平成7年11月には「生活者の視点の重視」を基本理念とした「とうきょうプラン'95-生活都市東京をめざして」が策定し、平成7年度からの3か年における事業費を855億円とした。

さらに、平成9年2月には「生活都市東京の創造」を基本目標とし、平成8年度から平成17年度のおおむ ね10年間を対象期間とした都の基本構想である「生活都市東京構想」を策定した。

また、平成9年11月には、生活都市東京構想に掲げる目標の実現に向けた、平成10年度から3か年に重点 的に取り組むべき重点課題について計画化した「生活都市東京の創造 重点計画」を策定した。

平成10年11月には、東京をめぐる社会経済情勢の激しい変化を踏まえ、平成11年度から3か年を対象期間とした「生活都市東京の展開 改訂重点計画」を策定した。

その後も厳しさを増す下水道財政の中にあって、都民サービスの更なる向上、より一層の事業の効率 化・重点化の観点から事業全般の進め方を見直すとともに、50年先を展望した下水道事業の取組方針を示 すため、平成13年に「下水道構想2001」を策定した。

この構想を基本に、下水道事業を遂行していく上での指針とするとともに、その施策の内容を「お客様」である都民の皆さまに明らかにすることを目的として、平成16年からの3年間を計画期間とする「経営計画2004」を策定した。さらに、平成18年に都が策定した「10年後の東京」(平成23年に「2020年の東京」を策定)で示された東京のあるべき姿を実現するためには、下水道局がこれまで実施してきた様々な事業を今まで以上に環境に配慮して推進していく必要があり、引き続く計画として平成19年からの3年間を計画期間とする「経営計画207」、平成22年からの3年間を計画期間とする「経営計画2010」、平成24年度には、下水道局発足51年目となる平成25年からの3か年計画として「経営計画2013」を策定した。

これらの計画により、多摩川・荒川右岸東京の両流域下水道事業は急速に促進し、昭和46年3月に南多摩処理場、昭和47年4月に野川処理区及び昭和48年6月に北多摩一号処理場が相次いで一部処理を開始した。これに続き、昭和53年5月には多摩川の水質改善にあたってその普及が急務であるとされていた多摩川上流処理区の多摩川上流処理場が一部処理を開始した。

さらに、昭和56年11月には荒川右岸処理区の清瀬処理場が一部処理を開始した。流域下水道が着手されてから20年目に当たる昭和63年度には、北多摩二号処理場の一期稼働施設が完成し、平成元年4月に処理を開始した。そして、平成4年11月には浅川処理場並びに八王子処理場が一部処理を開始し、流域下水道の8処理区すべてが供用した。

4 新たな課題への対応

(1) 老朽化施設の更新

流域下水道は、事業開始から既に40年が経過しており、機械や電気の設備の中には、耐用年数を超える ものも多く、経年による補修費が増大するなど更新に伴う事業費は年々増加している。また、老朽化施設 の更新を進めるだけでなく、新たな課題である温室効果ガスの削減や省エネルギー化などへの対応も必要 となっている。これまで、清瀬水再生センターにおいて汚泥ガス化炉、浅川水再生センターにおいてター ボ型流動焼却炉を導入し、温室効果ガスの削減などに努めてきた。

今後は、事業の平準化やライフサイクルコストの縮減を図るために、アセットマネジメト手法による設備更新計画に基づいた保守点検や補修など、予防型の維持管理によって、法廷耐用年数の2倍程度延命化し、主要な機種ごとに定めた経済的対応年数で、計画的に設備更新を行う。また、施設の更新にあわせて、補助燃料や電力をこれまで以上に削減できる高温省エネルギー型焼却炉と低含水率脱水機を組み合わせた「第二世代型焼却システム」の導入を進めていく。流域下水道幹線については、平成19年度から実施している管路内調査の結果に基づき、対策が必要である幹線の補修・改良を実施する。

(2) 震災対策

震災時において、下水道が最低限有すべき機能を確保するために、施設の耐震化や計画停電などによる 電力不足に備えた対策の強化が必要とされている。また、震災時における信頼性の高い通信手段の確保や 市町村と連携した応急復旧体制の構築も必要である。

これまでにも、設備更新などにあわせ水処理施設の耐震補強や停電に備えた電力不足などの対応として 非常用発電設備やNaS電池などの導入に取り組んだ。 また、災害時に市町村が収集するし尿の受入施設を 整備し、平成23年12月までに全30市町村との間でし尿の搬入・受入れに関する役割分担を定めた「覚書」 の締結を完了した。

今後は、水再生センターの耐震化のスピードアップを図り、想定される首都直下地震に対して、水を汲み上げる揚水、簡易処理及び消毒など、耐震時においても必ず確保すべき機能を担う施設について、平成31年度までに対策を完了する。また、市町村とは、し尿の搬入・受入れ訓練や情報連絡訓練など、実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施し、市町村との相互支援体制の強化に努めていく。

(3) 水再生センター間の相互融通機能の確保

水再生センターの更新工事においては、工事期間中に既存施設の能力を確保しなければならず、代替施設の設置とそれに係る費用が必要となり、都及び市町村の負担が大きくなる。また、震災時などにおいて、 水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥の処理を継続する必要がある。

そこで、多摩川をはさむ二つの水再生センターを連絡管で結び、震災時などに一方の水再生センターが被災した場合にも、下水や汚泥を処理することができるバックアップ機能を確保するとともに、更新時に連絡管の相互融通機能を活用し、水処理施設の一部を停止し、高度処理施設への更新や耐震化工事に取り組んでいる。

平成18年度から稼働している、多摩川上流・八王子水再生センター間連絡管、平成24年度完成の北多摩一号・ 南多摩水再生センター間連絡管に引き続き、3本目となる北多摩二号・浅川水再生センター間連絡管の整備を進める。 また、北多摩一号・ 南多摩水再生センター間連絡管では、バックアップ機能など連絡管の目的をわかりやすく伝えるための工夫を凝らしたPR施設などの整備に取り組む。

(4) 雨水対策

都では、黒目川・落合川流域など市単独では雨水排除が困難な地域の下水道雨水幹線の整備を平成23年度に完了させた。また、多摩地域の一部において、中小河川が無く、河川流域毎に作成・公表される浸水危険度を示す浸水予想区域図が未整備であった。そこで、北多摩一号・北多摩二号処理区流域については、関係市と連携し浸水予想区域図を作成し、公表した。

今後は、流域下水道雨水幹線をさらに有効に活用してもらうために、関係市に対して雨水整備に関する 技術支援を実施し、公共下水道の接続を促し、浸水被害の軽減に努める。また、多摩川上流雨水幹線流域 で関係市と連携して浸水予想区域図を作成する。

(5) 合流下水道の改善

合流式下水道では、一定量以上の降雨があった場合に、汚水混じりの雨水やごみが川に流出します。下水道法施行令の雨天時放流水質の基準などへの対応を図るため、関係市と連携し、貯留施設の整備や下水道への雨水の流入抑制に取り組む必要がある。これまで、雨水吐口におけるごみなどの流出抑制を図る水

面制御装置や、北多摩二号水再生センターでは雨天時の下水中の汚濁物を2倍程度多くすることが可能である高速ろ過施設(特殊ろ材を用いて高速で雨天時の下水を処理するシステム)の整備をしている。また、北多摩一号及び北多摩二号水再生センターに引き続き、野川処理区においても降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を推進している。

今後は、野川処理区において降雨初期の特に汚れた下水を貯留する施設の整備を完了する。また、関係 市が実施する雨水貯留浸透事業など、合流式下水道の改善対策へ引き続き技術支援を行うと共に、お客さ まに対する宅地内浸透施設の設置のお願いや下水道に油を流さないためのPRなどを関係市と連携して 推進していく。 さらに、関係市と連携して放流水質など合流改善事業の整備効果の検証を実施し、下水 道施行令における雨天時放流水質基準の対応状況を検証する。

(6) 高度処理

多摩川などで、水と親しむことのできる快適な水辺空間を創出するためには、地球温暖化などに配慮しながら、東京湾の赤潮発生要因の一つでもあるちっ素及びりんを削減できる高度処理を推進する必要がある。これまで、平成16年度から全センターにおいて、高度処理を導入しており、平成24年度末には、処理水全体のおよそ57%が高度処理されている。

今後、新たに建設する水処理施設については、ちっ素及びりんを削減する高度処理施設を導入する。また、老朽化設備の更新が伴う施設については、水質改善のスピードアップを図るため、ちっ素及びりんの削減効果があり、これまでの処理方法と同規模程度の電力使用量で運転が可能となる準高度処理を導入する。平成30年度までに、準高度処理と高度処理を合わせた施設能力を約7割程度まで向上させる。一方、高度処理はこれまでの処理法よりも、電力使用量が3割程度増加し、エネルギーの消費量が多くなることから、施設の増設や設備の更新にあたっては、省エネルギー化技術を積極的に導入し、電力使用量を削減する。

(7)維持管理の充実

ア 管路施設・水再生センターの維持管理

これまで、老朽化したマンホール蓋の取替や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査などを実施し、 予防保全を重視した維持管理を行ってきた。また、危機管理対応を強化する観点から、汚泥かき寄せ機チェーンの脱輪を抑制するために、ガイドレールの設置を進めている。一方、高度処理などの水質改善や汚泥の高温焼却などによる温室効果ガスの削減を推進するに当り、電力使用量や燃焼使用量など維持管理費用が増加することから、運転管理の工夫や徹底した省エネルギー化が求められている。

今後は、引き続き、老朽化したマンホール蓋の取替えの実施や汚泥処理施設などの劣化及び腐食状況の調査を行い、計画的な補修・改良を実施し施設の延命化を図る。また、平成27年度までには、沈殿池の汚泥かき寄せ機チェーンの脱輪対策を完了させ、震災時の下水道機能を確保する。また、汚泥焼却炉の排熱を活用した発電設備の導入や汚泥高温焼却に伴う補助燃料使用量と温室効果ガス排出量との最適化を図るなど、運転管理の工夫により、電力量や補助燃料量など維持管理費の縮減や省エネルギー化に努めてい

<。

イ 再生水の利用(清流復活事業)

流域下水道の水再生センターの処理水(333,214千m³/年)のうち年間30,608千m³(全処理水の約9%)が再生水として利用されている。このうち多摩川上流水再生センターからは、昭和59年8月から野火止用水、昭和61年8月から玉川上水、平成元年3月から千川上水に送水を開始している。この清流復活事業は、枯渇した中小河川や用水路に清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせるもので、東京都の重要な施策のひとつになっている。当局においては、この事業にあたり、多摩川上流水再生センターの二次処理水の臭気、色度、りんなどをさらに除去するため、凝集剤(PAC)を添加し、砂ろ過施設及びオゾン注入施設で処理して24,800m³/日の再生水を送水している。

今後も、引き続き玉川上水などに再生水の安定供給を図り、人々が集う水辺空間を創出する。

ウ 下水汚泥の資源利用

流域下水道の7か所の水再生センターから、年間約26 万tの下水汚泥が発生しており、全量を焼却している。汚泥焼却灰を有効利用する方策として、平成2年度からセメント原料化に取り組み、その後もアスファルトフィラー原料化(アスファルト混合物の一部) などを進めてきた。こうした取組により、平成9年度から汚泥焼却灰の100%資源化を継続してきた。 しかし、平成23年3月11日の東日本大震災に伴う、福島第一原子力発電所からの放射性物質の飛散により、5月中旬以降、汚泥焼却灰の資源化が全面停止となった。汚泥を埋め立てることのできる処分場がない多摩地域では、一時的に全量を施設内に保管する事態となったが、庁内の関係局との調整を進め、地元区や市町村など多くの方々にご理解を頂き、平成23年10月27日から中央防波堤外側処分場に埋立処分を開始した。処分に際しては、安全性に万全を期し、十分な対策を講じ、密閉式の車両を用いて各水再生センターから、南部スラッジプラントに運搬している。南部スラッジプラントでは、汚泥焼却灰に水とセメントを混ぜ、飛散防止措置を施した上で、中央防波堤外側埋立処分場に運搬・埋立てした後、土で覆うなど安全に処分している。

一方、汚泥焼却灰に含まれる放射濃度が低減傾向にあることを踏まえ、資源化についても試験的に行うなど、再開に向けて、調整を精力的に進めて行く。

エ 未利用・再生可能エネルギーの活用

地球温暖化防止の取組が地球環境を守る重要な課題となっており、下水道事業においても、未利用・再生可能エネルギーの活用が必要となっている。下水道施設には、流入下水の保有熱や焼却炉の焼却廃熱など未利用エネルギーが大量に存在している。水再生センターでは熱利用のシステムを導入している。

南多摩水再生センターでは、水処理施設の蓋に太陽光パネルを張り付けるなど工夫して、太陽光発電の 導入を図るなど、未利用・再生可能エネルギーのさらなる活用を計画的に実施し、環境負荷の少ない都市 の実現に貢献していく。

(8) 単独処理区の編入

昭和30年代から整備を進めてきた八王子、立川及び三鷹の3市が単独で運営している処理場は、規模が

小さく狭い敷地に立地していることなどから、施設の更新や高度処理、耐震性の向上への対応が困難な状況になっている。 そこで、これらの単独処理場が抱える課題に対応するために、3市の単独処理区を流域下水道に編入する協議を関係市や関係機関と進めている。平成24年度には、八王子市及び立川市と東京都の間で、単独処理区の下水を受け入れる水再生センター及び編入に必要な施設整備に関する都と市の役割分担を定めた基本協定を締結した。単独処理区を流域下水道に受け入れることにより、スケールメリットを活かした施設の更新や維持管理が実施され費用を縮減することが可能になると共に、高度処理の導入が可能になるため、多摩地域の水環境の向上と下水道事業運営の効率化を図ることができる。また、水処理施設の耐震性が向上し、多摩地域の防災力の強化が図れる。

今後は、八王子市及び立川市の単独処理区の編入に向け、都市計画決定などの法手続きや関係市との具体的な事項について調整を進めて行く。

(9) 市町村との連携強化

多摩地域の下水道は、市町村の公共下水道と都の流域下水道が一つのシステムとして機能を発揮しており、公共下水道と流域下水道が連携を強化することが重要となっている。このため、都と市町村は、流域下水道と公共下水道の台帳を同一のシステムで電子化することや都と市町村がそれぞれ行ってきた水質検査を共同実施することにより、広域的な維持管理体制を構築し、下水道事業運営の効率化を進めてきた。また、都では、市町村が行う維持管理業務などに関するノウハウを多摩地域の下水道事業運営に活用するために技術支援の強化を進めている。

今後も、引き続き、水質検査の共同実施を拡大するとともに、電子化された下水道台帳の用途拡大や多目的利用を推進し、維持管理業務の効率化を図る。 また、多摩30市町村下水道情報交換会を継続的に開催し、各公共下水道管理者が必要とする下水道技術や事業運営に関する知識など、様々な情報を交換し、これまで下水道局が培ってきた技術やノウハウを提供していく。さらに、災害時のし尿受入れ訓練や「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく、情報連絡訓練など、災害時の支援体制を充実させ、多摩地域の広域的な防災能力のさらなる向上に貢献していく。

3-2 計画

3-2-1 経緯

(1) 経緯

多摩地域の最初の広域的な下水道計画は、3-1沿革に示すとおり、昭和33年に策定された「北多摩下水道基本調査」に始まる。本節では、その後の多摩地域の下水道計画の経緯を示す。

詳しい経緯は別添の表のとおりであるが、主な変更点などは以下のとおりである。

- ○多摩川左岸流域第一号下水道の計画決定(昭和41年11月) 小平、東村山、小金井など6市の3,570haを対象。
- ○多摩・八王子・日野・町田・稲城都市計画第一号下水道の計画決定(昭和43年2月) 現在の南多摩系統の計画母体となる公共下水道を計画決定。
- ○北多摩一号処理場と野川系統を追加(昭和44年5月)

三多摩地区総合排水計画を基本に、多摩川の水質汚濁に対処するため、北多摩一号処理場と野川系統を 追加変更。小平市、府中市、調布市など10市の約9,459 h a を対象。

- ○南多摩処理区を多摩川流域下水道に編入することを計画決定(昭和45年5月) 南多摩処理区が、新都市計画法に基づき、多摩川流域都市計画下水道として流域下水道に編入。
- ○北多摩二号処理区を追加(昭和45年8月)

多摩川流域都市計画下水道を変更し、国立市など3市の約1,595haを対象とした北多摩二号系統を追加。

○多摩川上流処理区の決定(昭和47年3月)

多摩川上流系統と残堀川系統の二系統を合併し、「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道多摩川上 流流域下水道」として計画決定。

○下水道法による事業計画の認可取得(昭和47年6月)

野川、北多摩一号、北多摩二号、多摩川上流、南多摩処理区等が「多摩川流域下水道事業計画」として、 下水道法に基づく認可を取得。

○新都市計画法による事業計画の認可取得(昭和47年7月)

野川、北多摩一号処理区及び多摩川上流処理区が、それぞれ「多摩川流域都市計画下水道事業多摩川流域下水道」及び「青梅・福生・昭島及び立川都市計画下水道事業多摩川上流流域下水道事業」として認可を取得。

○荒川右岸東京流域下水道の計画決定(昭和47年12月)

荒川右岸東京流域下水道は「東村山都市計画、田無都市計画、保谷都市計画、武蔵野都市計画、小平都市計画、小金井都市計画及び立川都市計画下水道荒川右岸東京流域下水道」として計画決定。その後、下水道法に基づく事業計画の認可と都市計画事業の認可を昭和48年2月に取得。

○多摩川流域都市計画下水道の名称変更(昭和48年11月)

処理区ごとに、それぞれ「多摩川左岸野川流域下水道」「多摩川左岸北多摩一号流域下水道」「多摩川 左岸北多摩二号流域下水道」「多摩川右岸南多摩流域下水道」へ名称変更。

- ○多摩川右岸浅川流域下水道の計画決定(昭和54年1月)
 - 八王子市と日野市の2市の約3,940 h aを対象とする浅川処理区を「日野都市計画及び八王子都市計画下 水道多摩川右岸浅川流域下水道」として新規に決定。
- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(昭和55年3月) 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」が建設大臣に承認。

○多摩川右岸秋川流域下水道の計画決定(昭和56年11月)

八王子市、日野市、秋川市等約7,390 h a を対象とする秋川処理区を「八王子都市計画、昭島都市計画、 日野都市計画、福生都市計画及び秋多都市計画下水道多摩川右岸秋川流域下水道」として新規に計画決 定。

○分流式雨水幹線の追加(平成5年4月)

荒川右岸東京流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、黒目川、出水川、落合川、小平の各雨水幹線 を追加決定。総延長約7,470m。

○分流式雨水幹線の追加(平成5年12月)

多摩川左岸多摩川上流流域下水道区域に、分流式雨水幹線として、多摩川上流雨水幹線を追加決定。延長約7,230m。

- ○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の承認(平成9年5月) 「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が建設大臣に承認。
- ○檜原村を秋川処理区へ編入(平成12年3月) 檜原村(76ha)の流域下水道への編入に伴う区域の拡大及びあきる野幹線(延長約10,590m)の追加。
- ○処理場連絡管廊の認可取得(平成15年3月)

多摩川上流処理場と八王子処理場間に、連絡管廊を設置するための認可を取得。内径3.5m。

○多摩川流域の計画処理区域変更の認可取得(平成18年3月)

各処理場施設を水再生センターに名称変更。

奥多摩町 (175ha)、青梅市 (303ha) の一部を計画区域に編入。

編入に伴い、多摩川上流幹線を奥多摩町まで延伸(15,040m)。なお、整備にあたって青梅市が公共下 水道として整備した幹線及び沢井汚水中継ポンプ所を活用することとし、流域下水道幹線及び青梅ポン プ所として移管を受けた。

○連絡管廊の認可取得(平成19年9月)

北多摩一号水再生センターと南多摩水再生センター間の連絡管廊の認可取得。内径3.5m。 清瀬水再生センターの焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更。

- ○「合流式下水道緊急改善計画」に基づき貯留池の認可取得(平成20年1月) 野川処理区の野川下流部貯留池(20,000m³)雨水貯留池の新たに認可取得。
- ○残堀川幹線のルート及び延長の一部変更(平成20年6月)

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の街路計画に合わせ、残堀川幹線の一部移設。

○多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画の同意(平成21年7月)

「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更について、国土交通省の同意。

○水処理施設の高度処理化(平成22年3月)

北多摩二号水再生センターの第1、第2系列の処理方式を標準活性汚泥法から嫌気・無酸素・好気法 に変更。

○計画放流水質の変更(平成23年3月)

流総計画の変更に伴い、各水再生センターのBOD, T-Pの計画放流水質を変更。

○編入に伴う接続点等を追加(平成24年3月)

八王子市の北野処理区の編入に伴い、接続点及び面積を追加。追加面積 969ha。

○編入に伴う水処理施設等の追加(平成25年3月)

八王子市の北野処理区の編入に伴い、八王子水再生センターのポンプ設備、汚泥濃縮設備及び水処理 施設第 6-1 系列を追加。

(2)流域下水道計画経緯

		都市記	十画決定			事業計画	画の認可		計	画又は事刻	業計画の概	要	
事業名					都市	計画法	下水	(道法	計画又は	事業施行			備考
	年	月日	告示番号	年	月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川左岸 流域第一号 下水道	昭 41.		建設省告示 第3,713号			建設省告示 第7,313号			ha 3, 570	昭41~ 45年度	百万円 6,990	km 延長 7.47	北多摩一号排水路
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 43.	2. 14	建設省告示 第178号						6, 180			27. 12	南多摩処理区
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 43.	9. 29	建設省告示 第2,803号			建設省告示 第2,803号			計画 6,180 事業 3,220	43~46	3, 904	計画 30.08 事業 5.1	南多摩処理区
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道	昭 44.		建設省告示 第1, 460号						6, 180			30.08	南多摩処理区
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画第一号下 水道				昭 44.	5. 20	建設省告示 第2, 683号			3, 220	43~48	3, 904	5.1	南多摩処理区
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 44.		建設省告示 第2,678号			建設省告示 第2,678号			9, 459	41~48	11, 317	計画 26.74 事業 22.26	北一処理場、野川系統の追加
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 45.		建設省告示 第511号						15, 639			49. 19	南多摩を多摩川流域に編入
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 45.	8. 7	東京都告示 第846号						17, 400			56. 87	北二処理区を追加
多摩川流域 都市計画下 水道	昭 46.		東京都告示 第1,214号						17, 427			50. 64	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道			東京都告示 第254号						8, 591			31. 73	多摩川上流処理区の決定
多摩川流域 下水道事業							昭 47. 6.21	建設省東都 下流発 第10号	26, 018	41~55	91, 880	91. 37	野川、北一、北二、多摩上、 南多摩処理区
多摩川流域 都市計画下 水道				昭 47.	7. 17	建設省告示 第1,286号			9, 652	41~51	22, 500	24. 13	野川、北一処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道事業						建設省告示 第1,287号			8, 591	47~51	13, 500	31. 73	多摩川上流処理区
荒川右岸東 京流域下水 道	昭 47.		東京都告示 第1,450号						7, 884			31. 97	荒川右岸処理区
荒川右岸東 京流域下水 道							昭 48. 2.14	建設省東都 下流発 第2号	7, 884	47~55	41,000	31. 97	荒川右岸処理区
荒川右岸東 京流域下水 道				昭 48.	3. 7	建設省告示 第408号				47~52	29, 000	31. 97	荒川右岸処理区
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道	昭 48.		東京都告示 第1, 186号						8, 733			計画 31.51	多摩川上流幹線の変更
多摩、八王 子、日野、 町田都市計 画下水道	昭 48.	11. 19	東京都告示 第1, 184号						6, 180			22. 84	南多摩処理区の変更

		都市記	計画決定		事業計画	画の認	可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名				都市	計画法	_	下才	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	月日	告示番号	年月日	告示番号	年月	日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業						昭 49. 3.	. 20	建設省東都 下流発 第8号	26, 018	昭43~ 58年度 (43~58)	百万円 98,656 (17,766)		南多摩処理区の変更
多摩川流域 都市計画下 水道(左岸 右岸)		11. 19	東京都告示 第1, 185号	建設省	告示なし								名称の変更、北一、野川、北二 南多摩
多摩、八王 子日野、町 田都市計画 下水道事業				昭 49. 4.25	建設省告示 第638号				6, 180	43~58	13, 782	16. 13	南多摩処理区の変更
青梅、福生、 昭島及び立 川都市計画 下水道		1. 6	東京都告示 第1号						8, 733			31. 28 16ha	延長及び処理場面積の変更
府中、小金 井、国分寺、 立川、小平、 東村山都市 計画下水道	昭 50.	7. 18	東京都告示 第737号						5, 171				恋ヶ窪幹線の追加
多摩川左岸 北多摩一号 流域下水道					建設省告示 第1,557号				5, 174	41~54	54, 700	14. 98	北一幹線2連目及び恋ヶ窪幹線
多摩川流域 下水道事業						昭 50. 11.	. 17	建設省東都 下流発 第8号	26, 157 [5, 171] (8, 733)	43~58 [43~58] (47~58)	168, 286 [71, 900] (49, 500)	96. 94 [15. 87] (31. 28)	北一、多摩上処理区の変更 []は北一、()は多摩上
青梅、、福生、福生、福生、福生、福生、加斯市事工。 本本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、本語、				昭 50. 11. 17	建設省告示 第1,556号				8, 733	47~54	42, 600	31. 28 16ha	処理場用地の拡張、幹線ルート、 管経の変更
国立、国分 寺市計事業 上 事業 上 等 事 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第					建設省告示 第1,620号				1, 595	50~54	15, 100	2. 00 8. 1ha	処理場、放流渠及び幹線の一部
国立都市計 画用途地域	昭 51.	1. 14	東京都告示 第14号										処理場予定地第1種住居を準工 業地域へ変更
	昭 51.	7. 13	東京都告示 第698号						8, 733			延長 31.56	多摩上幹線の位置、延長の変更
府井、田本 中、国が市、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学、 大学	昭 51.	12. 28	東京都告示 第1, 275号						5, 171			16. 06	北一幹線の位置、延長の変更
多摩川流域 下水道事業						昭 52. 3.	. 18	建設省東都 下流発 第5号	5, 171	41~60	71, 900	16. 06	北一幹線の位置、延長の変更
国立、 京立 、 国立 、 取立 が 計事事業 学 表 が 事本が が で の で の で の の の の の の の の の の の の の				昭 52. 3.29	東京都告示 第599号				1, 595	50~55	15, 700	4.5 処理場 面積 8.1ha	北二幹線の追加 岨ノ下〜国立駅前迄 (1連)

		都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	・画又は事業	業計画の概	要	
事業名				都市	計画法	下水	:道 法	計画又は			_,	備考
	年	月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
府井、川で東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東				昭 52. 3.29	東京都告示 第600号			ha 5, 171	昭41~ 55年度	百万円	km 16.06	北一幹線の追加 幹線最上流部分
青梅、福生、 昭島及市計 明都が道に 下摩川大左 東 東 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	昭 52.	6. 21	東京都告示 第536号					8,846				排水区域境界の変更武蔵野市で荒 川右岸処理区と境界変更あり (±27ha面積変わらず) 青梅都市計画区域分が増加 (2, 184ha) 2, 297ha 残堀川幹線、管経、ルート及び延長 の変更 (14, 070m) 14, 270m
東無武平及市道岸下村、保野、公計、東大、蔵・八井都水石域田、八井都水石域田、東水道・東水道・大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田	昭 52.	6. 21	東京都告示 第537号					7, 884			31. 89	排水区域境界の変更武蔵村山市で 多摩川上流処理区と境界変更あり (27±ha面積変わらず) 幹線 黒目幹線流入部分と清瀬郵便局前 のルート(位置)変更により 延長(31,970m)→31,890mとなる。 同幹線最下流部埋設物のため断面 (□3.6m×3.6m) →□3.4m×3.8mと変更 処理場面積 縄延により(20ha)→21.06ha 変更 東電高圧塔敷地による内形変更
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)						昭 52. 8.22	建設省東都 下流発 第9号	(8. 846)	43~58 (47~58)	168, 586 (49, 800)	面積	多摩上の変更に伴う全体変更 多摩川上流処理区分幹線全部処理 場全体計画3系列然部で深層曝気槽 を採用する
青梅、福生、 昭島及び立画 川水水道事業 川水水道事業 学川流域 下水道					建設省告示 第1, 229号			8,846	47~56	42, 900	31.76	51.7.13 東京都告示第698号及び 52.6.21 東京都告示第536号の計画 改訂の事業認可 幹線全線認可 31,760m 多摩川 12,540m 残堀川 14,270m 羽 村 4,950m 処理場 全体計画3系列のうち2系 列認可
荒川右岸東 京流域下水 道事業						昭 52. 11. 11	建設省東都 下流発 第14号	7,884	47~58	73, 700	31.89 処理場 面積 21.31ha	52.6.21 東京都告示第537号変更の 下水道法認可 幹 線 計画の全部 処理場 全体計画5系列深層曝気槽 とし、今回2系列分申請
東村、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 田、 の、小井 本が計事 半下、 でいます でいます にない、 でいます。 はずいない。 はな				-	建設省告示 第1,522号			7, 884	47~55	73, 700	31.89 処理場 面積	52.6.21 東京都告示第537号変更の 事業認可 幹線計画延長31,890mの全部処理場 全体計画能力513,000m ³ /日の2/5 認可 (5系列のうち2系列) 用地 計画の全部211,060m ³
青梅、 福 生、 二 は は い は い は い い が 画 下 水 道 り を 摩 川 上 た 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、		6. 10	東京都告示 第586号					8,835				立川都市計画区域分の減少境界変わらず、福生市とのやりとり分(1,566ha)→1,555ha 残堀川ルート及び延長の変更 (瑞穂町付近) (14,270m) →14,340m

		都市	言	計画決定		事業計画	画の認	可		計	画又は事業	と 計画の概	要	
事 業 名					都市	計画法	Ŧ	- オ	、道 法	計画又は				備考
	年	月日	1	告示番号	年月日	告示番号	年月	日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
	昭 53.	6. 1		東京都告示 第587号						ha 4, 478		百万円		幹線名称の変更 野川幹線を野川 第一幹線 (17,450m)→12,970m 野川第二幹線4,100m (追加) 調査 (1,820m)→1,820m 計 (19,270m)→18,900m 管経 (40×3.6×2~1.2m)→ 7.0×4.0×2~1.2m
	昭 53.	6. 1		東京都告示 第588号						6, 180			22. 84	多摩川市計画区域分 (3,338ha)→3,532ha 町田都市計画区域分 (468ha)→274ha 幹線 大栗幹線管経 (1.5~0.7m)→1.8~0.7m
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)							昭 53. 12.	16	建設省東都 下流発 第13号	(4, 478)	昭43~ 60年度 (43~59)	175, 809 (17, 073)	(18. 9)	野川処理区分 幹線全部 野川第一幹線 12.97km 野川第二幹線 4.11km 調布幹線 1.82km
小布府蔵画業左域小布府蔵画業上下で、中野が大多野水を野水がまままままままままままままままままままままままままままままままままま					昭 53. 12. 16	建設省告示 第1, 898号				4, 478	43~59	12,000		53.6.10計画変更決定の事業認可 幹線 野川第一幹線 12.97km 野川第二幹線 計 4.11km 18.9km 調布幹線 1.82km 全線認可
日野都市計 画緑地		1. 2		東京都告示 第81号										浅川処理場用地の緑地地区を廃止 する
日野都市計 画公園		1. 2		東京都告示 第82号										浅川処理場の上部を都市計画公園 の計画決定
国立都市計画用途地域		1. 2		東京都告示 第83号										北多摩第二号処理場の計画変更部 分の用途地域決定 第1種住居専用地域を準工業地域 へ変更
	昭 54.	1. 2		東京都告示 第84号						1,595				幹線 ルート、管経及び延長の変更、終点 位置の変更 国分寺市 立川市 西町 → 幸町 五丁目 三丁目 処理場区域の変更 (約8. lha)→約10, 568ha
日野及び八 王子都市計 画下水道多 摩川右岸湯 川流域下水 道	昭 54.	1. 2	4	東京都告示 第89号						3, 940			6.08 処理場 用地 16,072ha	新規計画決定 日野都市計画区域分 1, 760ha 八王子都市計画区域分 2, 180ha
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)							昭 54. 2.	16	建設省東都 下流発 第2号	26, 265 (1, 595)	43~62 (47~62)	204, 239 (47, 700)	(9.3)	北多摩二号処理区 幹線全部(2連分も含む) 処理場用地10,568ha 処理場能力6/6系列全部
国立、取分 寺及び立画 都市計事業川左 が 事際二号 域下水道					昭 54. 2.27	建設省告示 第264号				1,595	50~59	37, 300	7. 68 処理場 用地 8. 1ha	幹線 岨ノ下から下流2連分 岨ノ下から上流西側1連分 最上流迄 処理場用地 8. 1ha 処理場能力 2/3系列分

	都市	計画決定		事業計	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名			都市	計画法	下力	k 道 法	計画又は	事業施行			備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 54. 3. 5	建設省東都 下流発 第7号	ha 26, 254 (8, 835)	昭43~ 62年度 (47~61)	百万円 204, 239 (49, 800)		多摩川上流处理区分 幹線全部 残塊川 14.3km 多摩上 12.5km 31.83km 羽村市 4.9km 处理場用地 16.0ha 处理場能力 3/3系 列 全 部
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 54. 3. 5	建設省東都 下流発 第9号	(6, 180)	(43~58)	(17, 766)	22. 84 処理場 用地 13. 6ha	幹線全部 大栗 5.76km 乞田 12.48km 2.84km 稲城 4.6km 稲城ポンブ場 処理場用地 5/5系 列 全 体
青梅、福生、 昭島及で立 川都が道事 下水道 多摩川上 が域 下水道			昭 54. 3.14	建設省告示 第388号			8,835	47~59	42, 900	31.89 処理場 用地 16.0ha	53.6.10計画変更決定の事業認可 幹線 残堀川 14.3km 多摩川 12.54km 31.83km 上 流 全線認可 羽 村 4.95km 処理能力 2/3系列 認可
多摩、月田 水野 水野 水野 水野 水野 市田 下水道 事業 第本 東右 流域 で が で で で で の の の の の の の の の の の の の			昭 54. 3.14	建設省告示 第387号			6, 180	43~58	15, 672		幹線 大 栗 5.76km 18.24km 乞 田 12.48km 認可 処理場用地 13.6ha 処理場能力 5/5系 列 全 部
	昭 54. 8.	東京都告示 9 第875号					5, 171			22. 13 処理場 面積 14. 0ha	幹線の名称、延長の変更 北多摩一号幹線を 北多摩一号北幹線 3,650m "西"5,870m "東"5,780m に変更 恋ヶ窪幹線 (5,570m)→5,860m 国分寺幹線 970m 計(16,060m)→22,130m
多摩、	昭 54. 8.	東京都告示 9 第874号					6, 368			23.06 処理場 面積 32.2ha	都市計画面積の変更 多摩都市計画区域 (3,532ha)→3,681ha 八王子 (2,174ha)→2,213ha 日野 (200ha)→ 200ha 町田 (274ha)→ 2,74ha 計 (6,180ha)→ 6,368ha 幹線の管経延長、ルートの変更 大栗幹線(5,760m)→6,050m 乞田 " (12,480m)→12,640m 稲城 " (4,600m)→ 4,370m 計 (22,840m)→23,060m 処理場用地を13.6haから32.2ha
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区)					昭 54. 9. 3	建設省東都 下流発 第13号	(5, 171)	43~62 (43~60)	204, 239 (71, 900)	(22. 13)	昭和54.8.9計画変更決定に伴う事業確認 幹線計画の全部 処理場能力全体計画4系統のうち3 系列以降を深層曝気槽とし、今回計画の全部認可 処理場用地 14.0ha
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 54. 9. 3	建設省東都 下流発 第13号	(8, 835)	43~62 (47~61)	204, 128 (49, 800)	(31. 83)	事業実施に伴い残堀川幹線の管経 を円形から馬蹄形に変更 幹線 計画の全部 処理能力 3/3系列 全部 処理場用地 16.0ha

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	一画又は事業	業計画の概	要	
事業名			都市	計画法	下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
府中、以市、中、以市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市、山市				建設省告示 第1, 447号			ha 5, 171	昭40~ 60年度	百万円	km 22. 13	幹線計画の全部 処理能力 3/3系列 全 部 処理場用地 14.0ha
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 54. 12. 10	建設省東都 下流発 第18号	(6, 159)	41~62 (43~60)	230, 793 (44, 320)	(22. 15)	昭54.8.9計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 乞田幹線 12,640m 大栗 " 6,050m 稲城 " 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
多摩、八王 多摩、日田 子、町田下水連 事業 南本 本に 本に 本に 本に は は は は に に に に に に に に に に に に に			昭 55. 1.16	建設省告示 第14号			6, 159	43~60	44, 320	22. 15	幹線 乞田幹線 12,640m 大栗〃 6,050m 稲城〃 3,460m 計 22,150m 処理場能力 4/10系列分 処理場用地 26.5ha
東計都保画都小画都び計荒京道市無、計野、計井及市道庫水合、市平、市立画川流が計都小計の下右域下の計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、計算が、		東京都告示第68号					7, 884			37. 96 処理場 面積 21. 1ha	流域下水道幹線の採択基準に該当した東大和幹線の延伸と、新規に田無幹線を追加 黒田幹線 11,820m 小平 " 1,010m 柳瀬 " 16,270m 東大和" (2,700m)→6,300m 田無 2,560m 計(31,890)→37,960m
多摩川、荒 川等流域別 下水道整備 総合計画					昭 55. 3. 5	建設省東都 下流発 第16号					計画目標年次を昭和70年と規定し、 その調査区域は島しょを除く都の 全域におよび常住人口12,057千人 を対象
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理 区)					昭 55. 5.22	建設省東都 下流発 第3号	(3, 940)	41~62 (55~60)	268, 793 (38, 000)	(6. 08)	51.1.24付計画決定に伴う当初事業 認可 幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 処理場用地 16.38ha
日野都八王 画及び市計事 子水道事本 多摩川流域下 水道			昭 55. 6. 3	建設省告示 第1,097号			3,940	55~60	38, 000	6. 08	幹線計画の全部 処理能力 1/3系列分 用地 16,072ha
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 55. 6.17	建設省東都 下水発 第9号	7, 884	47~60	87, 500	処理場	55.1.22 付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 目 黒 11,820m 小 平 1,010m 柳 瀬 16,270m 東大和 6,300m 田 無 2,560 (追加) m 計 37,960m 処理能力 2/5系列

		都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名	左:	п п	生二乎 □	都市	計画法	下力	く道 法	計画又は 事業対象	事業施行	事業費	弘而甘淮	備考
	平.	H I	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号		期間	争 業 貨	計画基準	
東計都保画都小画都び計事右城村画市谷、市平、市立画業岸下村画市谷、市平、市立画業岸下東水市立画業県下東北等、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、計算、				昭 55. 7.18	建設省告示 第1,316号			ha 7, 884	昭47~ 60年度	百万円	km 37.96 処理場 面積 21.1ha	同上認可
東計都保画都小画都び計荒京道村画市谷、市平、市立画川流村画市谷、市計平下右域下十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		3. 5	東京都告示 第189号					7, 884			40. 33	幹線のルート、管経、延長起点及び 新規迫加 黒目幹線終点の延伸と田無付近のル ート変更 (11,820m) →12,150m 小平幹線 1,010m 変更なし 田無幹線 2,560m 変更なし の 6m) →2.2~1.2m延長 16,270m変更なし東大和幹線ルート 変更により起点(東村山市久米川町 四丁目) →同町本町 二丁目、延長(6,300m) → 5,970m 東久留米幹線(新規採択追加) ⑤1.8m 延長 2,370m 延長(37,960)→40,330m 処理場名称変更
日野及び八 王子都市計 画下水道多 摩川右岸浅 川流域下水 道		3. 5	東京都告示 第190号					3, 908			処理場 用地	日野都市計画区域において造成による地形変更のため南多摩処理区へ32haを分離編入 日野都計 1,760→1,728 八王子計 2,180ha 計 3,940 → 3,908ha
多摩、日野で ・ 田野水道 ・ 田野水道 ・ 田野水道 ・ 日野水道 ・ マップ ・ マッ ・ マッ ・ マッ ・ マッ ・ マッ ・ マッ ・ マッ ・ マッ	昭 56.	3. 5	東京都告示 第191号					6, 400			23. 15 処理場 面積 32. 20ha	日野都市計画区域の造成による地形変更のため浅川処理区から32haを編入 乞田幹線 12.64km 大栗幹線 6.05km 稲城幹線 4.37→4.46km (圧送管1.0km含む) 計23.06 → 23.15km 稲城ポンプ場位置及び面積 0.20 → 0.15ha (稲城市矢口・中島 → 同・松葉)
荒川右岸東 京流域下水 道事業						昭 56. 8. 5	建設省東都 下流発 第7号	7, 884	47~60	90,000	40. 33 処理場 面積 21. 31ha	56.3.5付計画変更決定に伴う事業認可 可 幹線 目 黒 11,820m 柳 瀬 16,270m 東 大 和 6,300m 小 平 1,010m 田 無 2,560m 東久留米 2,370m 計 40,330m 処理場能力2/5系列分
東計都保画都小画都び計事右城村画市谷、市平、市立画業岸下小二、計都武計都小計川下、東水市之画業岸下小元三、東京道				昭 56. 8.15	建設省告示 第1, 413号			7, 884	47~60	90,000	40. 33 処理場 面積 21. 1ha	同上認可

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名	年 日 日	告示番号	都市	計画法	下水	(道法	計画又は 事業対象	事業施行	事業費	計画基準	備考
日野都市計 画及び八王	昭	東京都告示	年月日	告示番号	年月日	告示番号		期間	百万円	km	面積の変更 日野都市計画区域 $(1,728ha) \rightarrow 1,738ha$ 人王子都市計画区域分 $(2,180ha) \rightarrow 2,604ha$ 計 $(3,908ha) \rightarrow 4,340ha$
国立都田前 市計寺及 市計寺及 市計画が立川下川下川下川下川 多摩下水 道 で が が が が が が が が が が が が が が が が が が		東京都告示 第1,231号					1, 595			9.3 処理場 面積 11.40ha	処理場用地 5,810㎡を増加する変更 (105,680㎡) → 111,490㎡
八計都日画市秋画多秋水田画市野、計多下摩川道都国本生の市が高速の水川流が、計多下摩川道が、計多下川流が、計算が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域	昭 56. 11. 27	東京都告示 第1, 232号					7, 390			処理場 面積 32. 0ha	新規計画決定 八王子都市計画区域 4,600ha 昭島都市計画区域 400ha 目野都市計画区域 6ha 未多都市計画区域 7,390ha 計 7,390ha 秋 川幹線 16,720m 平井川 9 6,010m 大和田 1,160m 石 川 1,080m 計 31,890m
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)					昭 57. 2.22	建設省東都 下流発 第2号	1,595	昭43~ 62年度 (47~62)		(9.3) 処理場 面積 (11,149 ha)	56. 11. 27付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線9, 300m 計画の全部 処理能力4/4系列 計画の全部
国立都で計事を 国立、 本国計画が立 国が立 画、市立画の で計画で ので 計事で で ので は で に で ので ので ので ので ので ので ので ので ので			昭 57. 3. 4	建設省告示 第337号			1, 595	50~59	45, 901	7.68 処理場 面積 11,149ha	56.11.27付計画変更決定に伴う事業 認可 幹線 7,680m 岨ノ下より下流側は2連全部、岨ノ下 より最上流部まで西側片断面全部 処理能力/4/系列分
東計都保画都小画都び計荒京道山、計都市首議計都小画市を画川流村画市市を画川流が計都小計川下右域である。		東京都告示 第62号					7,884			幹線 40.56 処理場 面積 21,106ha	小平幹線の延長 230m増加 40.33→40.56km
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)					昭 58. 1.25	建設省東都 下流発 第9号	(7, 390)	43~66 (57~66)	348, 558 (60, 508)	(31.9) 処理場 用地 (21.7ha)	幹線31,890全線 処理能力 360,000㎡8系統のうち 90,000㎡2系統分
八計都日画市秋画業右城下島、計都福生及市道衛門、計多下、岸下不順面市野、計多下、岸下不動、計多下、岸下、東京、計都で計事川流			昭 58. 2. 7	建設省告示 第107号			7, 390	57~66	60, 508	31.9km 処理場 用地 21.2ha	上記に同じ
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 58. 2.28	建設省東都 下流発 第2号	7, 884	47~60	96, 607	処理場 用地	昭58.1.20計画変更決定に伴う事業 認可 小平幹線の延長 40.33→40.56km

	都下	計画決定		事業計画	画の認可		計	・画又は事業	業計画の概	要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下力	く道 法	計画又は 事業対象	事業施行	事業費	計画基準	備考
	十 月 1	口小笛々	年月日	告示番号	年月日	告示番号		期間	尹未貝	可固塞华	
東計都保画都小画都び計事岸下村画市谷、市平、市立画業東水市立画業東水市立画業東水東京道			昭 58. 3.14	建設省告示 第564号			ha 7, 884	昭47~ 60年度	百万円	km 40,56 処理場 用地 21,106ha	上記に同じ
青梅 福田 市島 本語 中島 本語 中島 都 福画 市島 都 立画 声 が 立画 岸流 できる できる できる かっぱん かい	昭 58. 3.3	東京都告示 1 第305号					8, 835			31.83 処理場 用地 16.0ha	青梅市の都市計画区域の変更全体 の面積は2, 297haでかわらず
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理 区)					昭 58. 4.27	建設省東部 下水道 第6号	(3, 916)	43~66 (55~63)	348, 558 (38, 000)	(6.08) 処理場	昭和56.11.27日付都市計画変更に よる計画区域4,340haの内、八王子 市の東浅川地区424haを除いた 3,916haの処理区域を変更認可 幹線は計画の全部、処理場は処理能 力1/3系列分処理場用地は16.38ha
日野都市計 画及び市計画 子都市計事業 子水道事業 多摩川流域 水道			昭 58. 5.13	建設省告示 第1,144号			3, 916	55~63	38,000	幹線 6.08 処理場 用地 16.07ha	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 58. 4.27	建設省東都 下流発 第4号	(6, 191)	(43~66)	348, 558 (44, 320)	(22. 15)	昭和56.3.5付の計画変更(日野市の 32haを分離編入)に伴う事業計画、 区域の変更及び事業施行期間の変 更
多摩、円王 子、町田本水 計画下水 計画下水 事業 事業 名 に が は は は は い に い い に い い に い い い い い い い い				建設省告示 第1,143号			6, 191	43~66	44, 320	22. 15	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 59. 3. 2	建設省東都 下流発 第1号	(8, 835)	43~65	348, 558		昭和58.3.31計画変更決定に伴う事業認可及び野火止用水放流計画に 伴う吐口の変更
青梅 都 由 計			昭 58. 3.15	建設省告示 第583号			8, 835	47~65	49, 800	31. 83	上記に同じ
	昭 59. 11. 1	東京都告示 9 第1,099号					5, 171			24. 15 处理場 用地 14. 0ha	北多摩一号東幹線の一部区間の管 経を変更すると共に上部に1条追加 幹線延長 22.13 → 24.15km

		都	市言	计画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事刻	業計画の概	要	
事業名					都市	計画法	下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区)							昭 59. 12. 12	建設省東都 下流発 第6号	ha (5, 171)	(昭43~ 66年度)	百万円 346, 458 (69, 800)	km (22. 13)	昭和59.11.19計画変更に伴う事業 認可 上部は、認可外 (幹線延長22.13km)
府画都国計都小画山下多北流中、市分画市平及都小計等、計都で市道川摩下市分明市平及都水摩多域下,計構等。					昭 60. 1. 4	建設省告示 第1号			5, 171	41~66	69, 800	22. 13	上記に同じ
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)							昭 60. 2.23	建設省東都 下流発 第1号	(4, 478)	(43~66)	346, 458 (17, 073)	幹線 (18. 90)	事業期間の延伸
調画市中画都及都水多野水都三鷹、計蔵画本計・計事川流・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・一部・					昭 60. 3. 8	建設省告示第276号			4, 478	53~66	12,000	18. 90	上記に同じ
国					昭 60. 3. 8	建設省告示 第277号			1, 595	50~62	45, 900	7. 58 処理場 用地 11, 149ha	上記に同じ
国画 市計寺及市計寺及市 国画 市計 等及市 国 国面 市 計 明 市 計 年 政 画 川 下 水 国 画 下 水 域 下 水 域 下 水 域 下 水 域 下 水 域 下 水 域 下 水 域 下 水 が ボ か が か が か が か か か か か か か か か か か か		6.	17	東京都告示 第671号					1, 595			9. 64 処理場 面積 11, 149ha	幹線 中央高速道路下部分の場面を変 更するとともに新たなルート及び 延長を追加した。 9,300m→9,640m
東計都保画都小画都び計荒京道和田画市谷、市平、市立画川流報計都小計川下右域都武計都小計川下右域下,市立画川流		6.	17	東京都告示 第672号					7,884			40.56 処理場 面積 21,106ha	田無幹線の管経の一部変更 (延長 410m分の管経を1,800mm→ 1,500mmに変更)
多摩川流域 下水道事業 (北多摩二 号処理区)							昭 61. 1.25	建設省東都 下流発 第14号	(1, 595)	43~66 (47~66)	346, 458 (66, 957)	(9.64) 処理場 面積	昭和60.6.17付計画変更決定に伴う 事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断 面変更するとともに新たにルート 及び延長を追加 9,300m→9,640m ・立坑用地変更に伴う断面変更

	都市	計画決定		事業計	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名	年 日 日	告示番号	都市	計画法	下才	く道 法	計画又は 事業対象	事業施行	事業費	計画其准	備考
	平 万 口	口小笛与	年月日	告示番号	年月日	告示番号	が区域	期間	尹 未 其	可固塞华	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 61. 1.25	建設省東都 下流発 第17号	ha (8, 835)	昭43~ 66年度 (47~55)	百万円 346, 458 (49, 800)	km (31.83) 処理場 面積 (16.0ha)	処理施設の一部変更 ・汚泥濃縮槽3池 (放射流式円形沈殿 槽) (重力式) → 汚泥濃縮槽2池 遠心濃縮機3台とした
国画都び計事を当場で計事を上の地域を対しています。国画がで計事を対しています。 国画都で計事を対しています。 国画のでは、			昭 61. 2. 6	建設省告示 第107号			1, 595	50~64	44, 312	処理場 面積 11.1ha	昭和60.6.17付計画変更決定に伴う 事業認可 ・幹線(中央高速道路下)の一部を断 面変更するとともに新たにルート及 び延長を追加 7,680m→8,020m 幹線全体計画9,640mのうち岨ノ下より下流は2連・岨ノ下より国立駅北側 付近までの西側1連とその上流計 8,020mの認可 ・立坑用地変更に伴う断面変更 φ5,000→5,700 ・事業期間延伸
東計都保画都小画都び計事岸下村画市谷、市平、市立画業東水・計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			昭 61. 2. 6	建設省告示 第108号			7,884	47~66	96, 607	40.56 处理場 面積 21,106ha	昭60.6.1付の計画変更決定に伴う事 業認可及び事業期間の延伸
日野都市計 画及び八王 子都市計画 下水道多漢 川右岸浅道 流域下水道		東京都告示 第277号					4, 340			6. 26 処理場 面積 16, 072ha	日野市の計画区域見直しによる計画 区域の変更 (面積変わらず) 日野都市計画区域 1,736ha変わらず 八王子都市計画区域 2,640ha変わらず 計 4,340ha変わらず 浅川幹線の下流部区間の幹線延長 6.08km→6.26km
多摩、八王 子、町田都市 計画下水右 多摩川田本 多摩流域 下水道	昭 61. 3.17	東京都告示 第278号					6, 400			23. 15 処理場 面積 32. 2ha	都市計画区域の変更 日野市の計画区域の見直しによる 計画区域変更 (面積変わらず)
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 61. 3.31	建設省東都 我流発 第1号	7, 884	47~66	96, 607	処理場 面積 21.31ha 幹線 40.56km	昭60.6.17付計画変更の決定に伴う 事業認可 田無幹線の上流410m区間の管経変更 (1,800mm→1,500m)
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 61. 3.31	建設省東都 下流発 第2号	(6, 191)	(43~66)	346, 458 (44, 320)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	昭61.3.17付の計画変更(区域界の変 更)と処理区分(乞田幹線流域)の新 設・変更
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区)					昭 61. 5.16	建設省東都 下流発 第3号	(8, 835)	43~66 (47~65)	351, 126 (54, 468)	(31. 83) 処理場 面積 (16. 00 ha)	吐口の位置(東大和市、立川市)の変 更、放流先(野火止用水、玉川上水) の変更、砂ろ過設備、導水ポンプ設備 及び放流管きょ(11km)の追加 計画水量 43,200m³/日
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					昭 62. 3.18	建設省東都 下流発 第1号	(6, 191)	(43~66)	363, 043 (46, 237)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	高度処理: 砂ろ過(17,600m³/日) 凝築沈殿(8,800m³/日) を認可の対象 重力凝縮槽→重力凝縮槽、遠心 凝縮整備 フィルタープレス→ ベルトプレス

	都市記	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	巻計画の概	要	
事業名		n	都市	計画法		(道法	計画又は	事業施行		1744	備考
	年月日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (多摩川上 流処理区、					昭 63. 2.15	建設省東都 下流発 第1号	ha 8, 835		百万円 361, 716 (63, 141)	幹線 (31.83) 処理場 面積 (16.0ha)	多摩川上流処理区 事業費の変更
浅川処理 区)					昭 63. 2.15	建設省東都 下流発 第1号	2, 178	43~7 (55~7)	361, 716 (38, 000)	(6. 26) 処理場 面積 (16. 38)	浅川処理区 計画区域の見直し 幹線ルートの変更
日野都市計 画及が市計 子都市計 下水道事事 多摩川流域下 水道			昭 63. 2.26	建設省告示 第251号			2, 178	55~7	38, 000	6. 26 処理場 面積 16. 07ha	同上
荒川右岸東 京流域下水 道事業					昭 63. 3.11	建設省告示 下流発 第7号	7, 884	47~6	107, 984	40. 56 処理場 面積 16. 07ha	処理施設の増設 2/5→3/5系列 事業費の変更
多摩川流域 下水道事業 (南多摩処 理区)					平 元. 10. 27	建設省東都 下流発 第7号	(6, 400)	43~7 (43~7)	(48, 296)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50) ha	稲城ポンプ場(0.15ha)及び稲城幹線 (圧送管1.0km)追加 計画区域の追加 (6,193→6,400ha) 処理区分の一部見直しと接続点追加
多摩都八計 新子、 事本の 市田 本の 市田 本の 市田 本の 市田 本の 市の 市の 市の 市の 市の 市の 市の 市の 市の 市			平 元. 11. 29	建設省告示 第1,978号			6, 400	43~7	48, 296	23. 15 処理場 面積 26. 50ha	同上
八計都日画市秋画摩川道 不島、計都び計多下川流域 不明画市新福画都治岩域下川流域 不知道	平 2. 1.26	東京都告示 第84号					7, 390			31. 78 処理場 面積 33. 00ha	幹線ルート、管経及び延長の変更 ・平井川幹線 (ルート・管経延長) 6,010m→5,900m ②1,500~◎900→◎1,350m ・秋川幹線 (管経) ③3,000~◎1,550 ◎3,000mm~◎1,350mm ・石川幹線 (管経) ◎900→◎1,000mm~ ◎900mm
多摩 和 田 市 計 子 都 甲 面 水 市 王 画 木 市 田 及 市 市 野 西 市 市 可 及 市 市 可 及 市 市 可 及 市 市 市 可 函 市 市 市 可 函 市 市 可 函 市 市 可 画 を る 市 市 本 市 市 本 市 市 本 市 本 市 本 市 本 市 本 市 本	平 2. 1.26	東京都告示 第85号					6, 398			23. 15 処理場 面積 32. 20ha	相模、小山地区の土地区画整理事業区 域の変更に伴う処理区域の変更 (2ha 減)

	者	作計	十画決定		事業計画	画の認	2可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名			d: = 4 H	都市	計画法	-	下水	、道 法	計画又は	事業施行	VII	31 7 # 3#	備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月	日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域									ha (2, 178)	(昭55~ 平7年度)	百万円 (38,000)	km (6. 26) 処理場 面積 (16. 38 ha)	浅川処理区の処理分区界及び接続点 の変更
下水道事業 (浅川処理 区、秋川処 理区、南 摩処理区)						平 2.3	17	建設省東都 下流発 第2号	(7, 390)	(57~7)	(60, 508)		秋川処理区 平2. 1. 26付の計画変更決定内容並び に接続点の変更
									(6, 308)	(43~7)	(48, 296)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	南多摩処理区 平2.1.26付の計画変更決定に伴う事 業認可
国立 おおり まま まま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ま				平 2. 3.17	建設省告示 第537号				1,595	50~7	66, 541	8.02 処理場 面積 11,149ha	処理場の増設 2/4系列⇒全部 (82千m²/日) 事業費の変更 44,312⇒66,541(百万円) 最終事業期間の延伸 平1年度⇒平7年度
東計都保画都小画都び計事右域村画市谷、市平、市立画業岸下村画市蔵画市企画業岸下東道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東京道・東				平 2. 3.17	建設省告示 第538号				7,884	48~6	107, 984	40.56 処理場 面積 21,106ha	処理場の増設 2/5系列→3/5 (308千㎡/日) 事業費の変更 96,607→107,984(百万円) 最終事業期間の延伸 平3年度→平6年度
八計都日画市秋画業右域市島、計都で開本のでは、一時都に関するでは、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で、一時で				平 2. 3.17	建設省告示 第539号				7, 390	57~7	60, 508	31. 78 処理場 面積 21. 20ha	平2. 1. 26付の計画変更決定に伴う事 業認可及び最終事業期間の延伸 平3年度→平7年度
日野都八王 画及が市計 画子都が当多 下水道多 門右 下水道 が 域 下水道			東京都告示 第1, 326号						4, 340			9.63 処理場 面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
多摩川流域 下水道事業 浅 川 処理区						平 3. 3	7	建設省東都 下流発	(2, 708)	(55~7)	(65, 732)	(9.63) 処理場 面積 (16.38 ha)	(浅川処理区) 日野幹線の追加 (3.37km)
秋 川 処理区						. J. J	. 1	第1号	(7, 300)	(57~7)	(74, 654)	(31.78) 処理場 面積 (21.70 ha)	(秋川処理区) 処理分区界の変更
青画市島及市道川川下都福画市島及市道川川下多多流が東上上流道				平 3. 3. 7	建設省告示 第468号				8, 835	47~7	63, 141	31.83 処理場 面積 16.00ha	最終事業年度の変更 平成2年度→平成7年度

	都	市計	+画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	要	
事業名				都市	計画法	下力	く道 法	計画又は	事業施行			備考
	年 月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	viii V
日画子 市計 画子 市 計 画子 市 水 道 本 水 道 ボ 道 ボ 道 ボ 道 ボ 道 ボ 道 ボ 道				平 3. 3. 7	建設省告示 第469号			ha 2,708	昭55~ 平7年度	百万円 65, 732	km 9.63 処理場 面積 16,072ha	日野幹線の追加 (3.37km)
荒川右岸東 京流域下水 道事業						平 4. 3. 6	建設省東都 下流発 第1号	7, 884	47~6	107, 984	40.56 処理場 面積 21.3ha	沈池及びポンプ設備の増設 6池⇒10池(10/10) 7台⇒11台(11/11)
多摩川流域 下水道事業						平	建設省東都下流発	(5, 171)	43~7 (47~7)	451, 823 (69, 800)	(22.13) 処理場 面積 (14.00 ha)	(北多摩一号処理区) 汚泥処理設備の変更
(北多摩一 号処理区) (南多摩処 理区)						4. 3.21	第2号	(6, 398)	(47~7)	(48, 296)	(22. 15) 処理場 面積 (26. 50 ha)	(南多摩処理区) 処理分区の分別 ポンプ設備の増設(8/8)
府井、川 下中、国が 大川ので 大川の 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川の 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川ので 大川の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大				平 4. 3.23	建設省告示 第768号			5, 171	47~7	69, 800	23. 13 処理場 面積 14. 00ha	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度
調府野郡本 三鷹、蔵金町井下の東部が東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東				平 4. 3.23	建設省告示 第769号			4, 478	47~7	12,000	18. 90	事業施工期間の変更 平成3年度⇒平成7年度
東無武平及市道東水 (平 4. 9.		東京都告示 第1,041号					7, 884			40. 57 処理場 面積 21. 10ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ⑤1,800→⑥1,800~⑥1,500 L=2,380m 幹線全体 40.56→40.57km
荒川右岸東 京流域下水 道事業						平 4.11.18	建設省東都 下流発 第16号	7, 884	47~6	107, 984	40, 357 処理場 面積 21. 31ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ⊙1,800→⊙1,800~⊙1,500 L=2,380m
東無武平及市道右域平及市道右域平及市道右域平の北京市事業東水道市東東水道市道岩下				平 4.12.7	建設省告示 第1,895号			7,884	47~6	107, 984	450, 357 処理場 面積 21, 106ha	管経及び延長、接続点の変更 東久留米幹線 ⑤1,800→⑥1,800~⑥1,500 L=2,380m
多摩川流域								(5, 171)	43~7 (47~7)	455, 503 (73, 480)	(22. 13) 処理場 面積 (14. 00 ha)	(北多摩一号処理区) 資源化施設の追加
下水道事業 (北多摩一 号処理区) (浅川処理 区) (秋川処理						平 4.12.8	建設省東都 下流発 第19号	(3, 058)	(55~7)	(65, 733)	(9.63) 処理場 面積 (16.38 ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大
区)								(7, 390)	(57~7)	(74, 654)	(31.78) 処理場 面積 (21.71 ha)	(秋川処理区) 処理分区界及び接続点の変更

	都	市書	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名				都市	計画法	下水	く道 法	計画又は				備考
	年月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
日野及び八 王子都市計 画下水道事 業多摩川右 岸浅川流域 下水道					建設省告示 第2,068号			ha 3, 058	昭55~ 平7年度	65, 732	km 9.63 処理場 面積 16,072km	事業区の拡大
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)						平 5. 2.24	建設省東都 下流発 第1号	(7, 390)	(57~7)	488, 103 (107, 254)	(31.78) 処理場 面積 (33.00) ha	処理場敷地を追加
八三 八三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大三 大				平 5. 3.12	建設省告示 第704号			7, 390	57~7	105, 654	31.78 処理場 面積 32.00ha	処理場敷地を追加
東無武平及市道 川京 本 東 本 成 平 条 本 で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま で ま ま ま ま ま ま			東京都告示 第468号					7, 884 雨水 921			汚水 40.57 雨水 7.47 处理場 面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 □・4,500×4,500×2~ ○・4,000、L=4,040m 出水川雨水幹線 □・4,500~○・3,250 L=930m 落合川雨水幹線 ○・4,500~○・4,000、 L=2,120m 小平雨水幹線 ○・3,250 L=380m 計 7,470m
荒川右岸東 京流域下水 道事業						平 5. 9. 8	建設省東都 下流発 第10号	7,884 雨水 921.3	47~12	124, 991	汚水 40.57	分流式雨水幹線の追加 黒目川雨水幹線 4,035m 出水川雨水幹線 925m 落合川雨水幹線 2,120m 小平雨水幹線 375m 7,455m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 1箇所 → 3箇所 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
東村、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田、田				平 5. 9.27	建設省告示 第1, 880号			7,884 雨水 921	47~12	124, 991	汚水 4,057 雨水 7.47 処理場 面積 21,106ha	分流式雨水幹線の追加 黒目川、出水川、落合川、小平 計 7,470m 事業施行期間の変更 平成6年度 → 平成12年度
国立、国分 寺及び立川 都市計画下 水道 多摩川左岸 北多摩木道 北多摩下水道	平 5. 12.		東京都告示 第1,312号					1,595			10.67 処理場 面積 11,149ha	北多摩二号幹線のルート変更 □・6,000×3,000~○・4,500 L=9,640 → L=10,670m
青梅、福生 昭島及び計 川都前 下水道 下水道 多摩川上流 流域下水道	平 5. 12.		東京都告示 第1, 313号					8, 835 雨水 1, 193			汚水 31.83 雨水 7.23 処理場 面積 16.00ha	分流式雨水幹線の追加 多摩川上流雨水幹線 ○・6,500~○・3,750、 L=7,230m

		都市記	計画決定			事業計画	画の記	忍可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名				都	市	計画法		下力	く道 法	計画又は	事業施行		- 1	備考
	牛	月日	告示番号	年月日	3	告示番号	年 月	日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
										ha 5, 171	昭43~ 平12年度 (47~12)	百万円 527, 455 (69, 800)	km (22. 13) 処理場 面積 (13. 94 ha)	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度 (北多摩一号処理区) 都計道府中3.4.3号線の施行に伴 い、処理場敷地を縮小 14ha → 13.9ha
多摩川流域 下水道事業 (北多摩一 号処理区) (北多摩二 号処理区) (多摩川上 流処理区)							平 5. 12	2. 8	建設省東都 下流発 第15号	1, 595	(47~12)	(100, 046)	(11. 15	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線のルート変更 L=9,640m→ L=10,670m 雨水沈殿池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 70,000㎡ 汚泥濃縮方法の変更 重力式4番→重力式 機械式3台
										汚水 8,835 雨水 1,193.3	(47~12)	(80, 502)	(汚水 31.83) (雨水 7.23) 処理場 面積 (16.00 ha)	(多摩川上流処理区) 多摩川上流処理区) 多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 雨水幹線の追加に伴う吐口の追加 3箇所→4箇所 汚泥脱水機の変更8台→10台 汚泥焼却炉の変更3台→4台
青梅、福生 田都市 北道 下水道 下水道 事を 第加 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京				平 6. 1.		建設省告示 第 5 号				汚水 8,835 雨水 1,193.3	47~12	80, 502	汚水 31.83 雨水 7.23 処理場 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の追加 L=7,230m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
国立、国分 寺及び立画 都市計事業 多摩川左二 多摩下 水道 第二 大 道 第二 大 道 第 大 が 道 事 業 が 道 事 業 に が 道 事 業 に が 道 事 に が る り に り に り に り に り に り に り に り に り に り				平 6. 1.		建設省告示 第6号				1, 595	47~12	100, 046	10.67 処理場 面積 11.15ha	北多摩二号幹線のルートの変更 L=8,020m→ L=10,620m 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
荒川右岸東 京流域下水 道事業							平 6. 2	2. 1	建設省東都 下流発 第14号	汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161, 634	雨水	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m³/日) 分離濃縮の採用 重力式層4/6→重力式4/4層 機械式4/4台
東村、田、 (公本) (公本) (公本) (公本) (公本) (公本) (公本) (公本)				平 6. 2.1		建設省告示 第312号				汚水 7,884 雨水 921	47~12	161, 634	汚水 40.57 雨水 7.47 処理場 面積 21,106ha	処理施設能力の変更 3/5→4/5系列(410千m³/日)
荒川右岸東 京流域下水 道事業							平 6. 3	3. 28	建設省東都 下流発 第7号	汚水 7,884 雨水 921.3	47~12	161, 634	汚水 4,057 雨水 7,455 処理場 面積 21.31ha	造粒調質濃縮法の採用
八王子 日		4. 19	東京都告示 第507号							7, 390			32. 31 処理場 面積 32. 00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)

	都市記	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事 業 名		# - -	都市	計画法	下水	:道 法	計画又は	事業施行	* * *	=1 == ++ ×+-	備考
	年 月 日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域下水道等署							ha 3, 058	昭43~ 平12年度 (55~12)		処理場	(浅川処理区) 処理施設能力の変更 2/6→3/6系列(130千m³/日)
(浅川処理 区) (秋川処理 区) (南多摩処 理区)					平 6. 5. 2	建設省東都 下流発 第2号	7, 390	(57~12)	(137, 000)		(秋川処理区) 処理施設能力の変更 2/8→3/8系列(135千m³/日)
							6, 398	(47~12)	(104, 791)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 50) ha	(南多摩処理区) 処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千m³/日) 覆蓋の追加、放流先の変更
多摩、八王 子、町田本が 計画下 事業 多摩川 右端 南多摩流域 下水道				建設省告示 第1,433号			6, 398	43~12	104, 791	処理場	処理施設能力の変更 4.5/10→6/10(207千m³/日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
日野及び八 王子都市計 画下水道事業 多摩川右岸 浅川流域下 水道			-	建設省告示 第1, 498号			3, 058	57~12	93, 007	処理場	処理施設能力の変更 4.5/10→5/10(207千㎡/日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
八王子昭島、 日野、福生 及び秋多都 市計画業多 道事業多秋川 道本岸水道 流域下水道			-	建設省告示 第1, 499号			7, 390	57~12	137, 000	処理場	処理場能力の変更 2/8→3/8(135千m³/日) 事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩川流域 下水道事業 (秋川処理 区)					平 6. 6.29	建設省東都 下流発 第1号	7, 390	43~12 (57~12)	608, 429 (138, 800)	(32.31) 処理場 面積 (33.00) ha	八王子線のルート変更 L=6,920m→L7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王 子、町田水 計画下水右 事の 事の 事の 事の 事の 事の 事の で で い い い い い い い い い い い い に り に り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら り	平 6. 7. 1	東京都告示 第791号					6, 398			23. 15 処理場 面積 32. 10ha	処理場敷地の変更 32. 20ha→32. 10ha
八王子、昭 島、日野、 福生及び秋 多都市計事事 予 多摩川流域下 水道 水道				建設省告示 第1, 577号			7, 390	57~12	138, 000	32. 31 処理場 面積 32. 00ha	八王子幹線のルート変更 L=6,920m→L=7,450m (全体31,780m→32,310m)
多摩、八王 子、町田都市 計画下水道 事業 多摩川右岸 南多摩流域 下水道				建設省告示 第2,009号			6, 398	43~12	104, 971	23. 15 処理場 面積 26. 40ha	処理場敷地の変更 26. 50ha→26. 41ha

	都市記	計画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名			都市	計画法	下水	:道 法	計画又は	事業施行	VII.C		備考
	年 月 日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域							ha 5, 171	昭43~ 平12年度 (47~12)	百万円 617, 229 (81, 809)	km (24.15) 処理場 面積 (13.94)	(北多摩一号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 40,000m ³
下水道事業 (北多摩一 号処理区) (北多摩二 号処理区) (南多摩処					平 6. 10. 28	建設省東都 下流発 第19号	1, 595	(57~12)	(100, 046)	(10. 67) 処理場 面積 (11. 15) ha	(北多摩二号処理区) 雨水処理池を雨天時貯留施設に変 更 貯留容量 70,000m ³
理区)							6, 398	(47~12)	(104, 791)	(23. 15) 処理場 面積 (26. 40) ha	(南多摩処理区) 処理場の敷地の変更 26. 50ha→26. 40ha 処理分区界の変更
調布、三鷹、 府中、で、 所中、び市・ 所子がでいまする 一次では、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、 一、				建設省告示 第2, 192号			4, 478	47~12	18, 273	18. 90	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
府井立及都北京 中、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、いき、				建設省告示 第2, 193号			5, 171	47~12	81, 809	22. 13 処理場 面積 14. 00ha	事業施行期間の変更 平成7年度→平成12年度
多摩、八王 子、町田都市 計画下水右 多摩 南多摩流域 下水道	平 7.11.27	東京都告示 第1,345号					6, 398			中水 16.61 汚水 23.15 処理場 面積 32.00ha	中水道施設の都市計画決定 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=16.61km 増圧ポンプ場、第1~4配水池
多摩、八王 子、日野及 び町田本市 計画下水道 多摩川海流域 下水道			平 8. 1.16	建設省告示 第65号			6, 398	43~12	109, 850	23. 15	中水道施設の事業認可取得 南多摩送水幹線 ○・0.3~0.4, L=14.60km 増圧ポンプ場、第1~3配水池
日野及び八 王子都市計 画下水道事 業多摩川右 岸 浅川流域下 水道			平 8. 1.16	建設省告示 第66号			4, 340	55~12	93, 007		事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha
多摩川流域 下水道事業 (南多摩 処理区) (浅川処理					平 7 19 7	建設省東都 下流発 第10号	6, 398	43~12 (43~12)	622, 287 (109, 850)	(中水 14.60) (汚水 23.15) 処理場 面積 (26.40ha)	(南多摩処理区) 中水道施設の事業認可取得 吐口(南多摩送水幹線)、放流渠 (増圧ポンプ場、第1〜第3配水池)等 の変更 処理分区の変更 乞田5号 183ha→169ha 大栗5号 569ha→583ha 752ha→752ha
区)							4, 340	(55~12)	(93, 007)	(9.63) 処理場 面積 (16.072ha)	(浅川処理区) 事業区域の拡大 3, 058ha→4, 340ha
青梅、福生、 昭島及計画 田都が道多を 川上 三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	平 9. 4. 4	東京都告示 第466号					汚水 8,835 雨水 1,193	7~12	80, 502	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	多摩川上流雨水幹線の管経、吐口位 置、延長の変更 ○3,750~□4,500×2 L=7.28km

		都	市書	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	業計画の概	要	
事業名					都市	計画法	下水	、道 法	計画又は	事業施行			備考
	年	月	日	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域		事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道(多 摩川上流処 理区)							平 9.12.3	建設省東都 下流発 第10号の2	ha 汚水 8,835 雨水 1,193	昭47~ 平12年度	百万円	km 汚水 31.83 雨水 7.28 処理場 処種場 16.00ha	3/4→4/4(2/3十m/ 日) 始設才ス第/玄別け真庶処理法を控
調布、三鷹、 府中、ご武蔵 野及び小計 野及で計 事下水道 下水道 多摩川流域 下水道	平		20	東京都告示 第293号					4, 491			18. 90km	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
府中、1分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平 10			東京都告示 第293号					5, 123			24. 15km 処理場 面積 13. 94ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理場面積の変更 14.00ha→13.94ha
国立、国分 寺及び立川 都市計画下 水道 多摩川左岸 北多摩二号 流域下水道	平 10		20	東京都告示 第293号					1, 597				市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 北多摩二号幹線の一部管経変更 ○・4.5→○・4.25
青海、福生、 昭島、不 立川都道 画下水道 事摩川上流 多摩川上流 道 で が ず が ず が も で が も の で が き り の に が り り り り り り り り り り り り り り り り り り	平 10		20	東京都告示 第293号					汚水 8,782 雨水 1,189			汚水 39.11km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
多摩、日本 子、町田本本 計画下水道 多摩 南多摩 下水道	10			東京都告示 第293号					6, 420			39.76km 処理場 面積 32.10ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
日野及び八 王子都市計 画下水道 多摩川右岸 浅川流域下 水道	平			東京都告示 第293号					4, 423			9.63km 処理場 面積 16.072ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更 処理区界の変更
八王子子野 (島、 と	平			東京都告示 第293号					7, 370			32. 31km 処理場 面積 32. 00ha	市街化区域及び市街化調整区域の 変更に伴い下水排除面積の変更
東村山保 無 無	平 10			東京都告示 第293号					汚水 8,041 雨水 902			汚水 40.57km 雨水 48.04km 処理場 面積 21.11ha	市街化区域及び市街化調整区域の変更に伴い下水排除面積の変更 小平霊園(68ha)を処理区域に編入 黒目川雨水幹線の一部管経変更 ○・4.0→○・3.0 出水川雨水幹線の一部管経変更 ○・3.25→○・4.0、 □・4.0×4.0→○・4.0

				都	市計	十画決定		事業計画	画の認可		計	画又は事業	美計画の概	要	
重	業	夕					都市	計画法	下水	:道 法	計画又は	事業施行			備考
7	*	ų	年	月	目	告示番号	年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	VIII 77
	右						亚.	建設省告 示第1,721 号		建設省東都下流発第6号	ha	昭47~平17年度	百万円	汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場 面積	下水排除面積の変更 汚水7, 884→8, 041ha 雨水 921→ 902ha 黒月川雨水幹線の一部管径変更 ○4. 0m→○3. 0m 出水川雨水幹線の一部管径変更 ○3. 25m→○4. 0m □4. 0×4. 0m→○4. 0m 事業期間の延伸 H12年度末→H17年度末
											5, 123	43~12	103, 554	処理場 面積	(北多摩一号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 4系列:54,400m³/日
下カ (オ	型川 (道) (は多り) はままま (1) はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	事業									1, 597	43~12	94, 863		(北多摩二号処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 4系列:15,500m³/日 北多摩二号幹線の一部管経変更 ○4.5m→○4.25m
(才 号处 (译	上多 上理[百多]	奪二 ≰ご 奪処							平 11. 5. 11	建設省東 都下流発 第3号	6, 420	43~12	107, 189	処理場 面積	(南多摩処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 5系列:43,600㎡/日
	kJII?	処理									4, 423	43~12	93, 007	汚水 6.93km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 3系列:36,400m³/日
											7, 370	43~12	123, 814	汚水 32.31km 処理場 面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・好 気法) 3系列:28,000㎡/日
東	右岸 京流 水道	域							平 11.12.24	建設省東 都下流発 第11号	汚水 8,041 雨水 902	47~12	169, 007	汚水 40.57km 雨水 7.47km 処理場 面積 21.25ha	気法)
								建設省告 示第1,135 号			4, 491	43~17	18, 237	管きょ 18.90km 処理場 なし	(野川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
域事	シリネ 下水 野川	道						建設省告 示第1,136 号			5, 123	43~17	103, 554	管渠 22. 13km 処理場 面積 13. 94ha	(北多摩一号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
(三 区	区北号) 北号) 北号処	理摩					平 12. 4. 16	建設省告 示第1,132 号	平 12. 3. 16	建設省東 都下流発 第5号の2	1, 597	43~17	94, 863	管渠 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
上 区 (多摩 流処	理摩						建設省告 示第1,133 号			汚水 8,782 雨水 1,189	43~17	110, 915	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 下水排除面積の変更
								建設省告 示第1, 138 号			6, 420	43~17	107, 189	汚水 39.11km 処理場 面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		Ē	計画又は事	業計画の	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	
多摩川流域 下水道事業 (浅川処理			平	建設省告 示第1,134 号	+	建設省東 都下流発	ha 4, 423	昭43~ 平17年度	百万円 93,007	大水 6.93km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度
区) (秋川処理 区)			12. 4. 16	建設省告 示第1,137 号	12. 3. 16	第5号の2	7, 446	43~17	125, 614	処理場 面積	(秋川処理区) 事業施行期間の変更 事業施行期間の変更 平成12年度→平成17年度 檜原村流域下水道編入に伴う「区域 拡大」と「あきる野幹線」の追加
多摩川流 域下水道 事業 (北多摩			平	関東地方 整備局告		国関整都	5, 123	43~17	103, 554	管きよ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 機械(遠心) 濃縮機の設置 濃縮棟の設置
一号処理 区) (南多摩 処理区)			13. 3. 9	示第22号	13. 2. 6	整第8号	6, 420	43~17	103, 319	汚水 39.11km 処理場 面積 26.4h	(南多摩処理区) 中水道事業の中止に伴う施設の廃 止
荒川右岸 東京流域 下水道事 業					平 14. 3. 25	国関整都 整 第 236 号	汚水 8,041 雨水 902	47~17	169, 007	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25h	落合川雨水幹線を延伸し既設黒 目川幹線と接続し、落合川雨水幹線 を流下型貯留管として整備 落合川雨水幹線の延伸と管径変 更 L=2,120m→2,720m ○4.5m~○4.0m →□3.8m×3.8m~○2.4m 小平雨水幹線の延伸と管径変更 L=380m→410m ○3.25m→○2.2m
多摩川流事 塚下水道事 (多摩川上流処理区)					平 15. 3. 28		汚水 8,782 雨水 1,189	43~17		汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 焼却炉の更新 既 50t 150t 既100t (新設) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m
(秋川処理 区)							7, 446	43~17		汚水 42.90km 処理場 面積 32.0ha	(秋川処理区) 処理場連絡管廊の設置 ○3.5m
多摩川流域 下水道事道 (多摩川上 流処理区) (南多摩処					平 18. 3. 3		汚水 6,941 雨水 1,189	43~22	138, 905	汚水 31.83km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 奥多摩町を計画処理区域に編入 多摩川上流幹線 ○3000~○200 27,580m(15,040m増) 青梅ポンプ場 第5系列(嫌気・無酸素・好気法) を新設
(多摩川上 流処理区)							5, 059	43~22	101, 345	汚水 23.15km 処理場 面積 26.40ha	(南多摩処理区) 第6系列(嫌気・無酸素・好気法)を 新設

	都市	計画決定		事業計画	画の認可			計画又は事	業計画の	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
							ha 5, 123	昭43~ 平22年度	百万円 114, 733	大水 22. 13km 29. 13km 処理場 面積 13. 94ha	(北多摩一号処理区) 南多摩水再生センターと連絡管廊 で接続 ○3.5m
多摩川流域 下水道事業 (北多摩) (多処摩川 上流処 医) () () () () () ()					平 19.9.11	国関整都 整第58号 <i>の</i>	汚水 7,081 雨水 1,189	43~22	133, 062	汚水 46.91km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水6,941→7,081ha 多摩川上流雨水幹線に接続点を追加と最上流部の断面変更 48箇所→49箇所 ○200mm→○250mm 残堀川幹線の一部ルート変更 L=14.34m→14.38m 清流復活用の設備の変更 砂ろ過設備→急速ろ過
加理区) (浅川処理 区) (秋川処理 区)					1010111	2	5, 104	43~22	109, 490	処理場 面積	(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,059→5,104ha 北多摩一号水再生センターと連絡 管廊で接続 ○3.5m
							3, 730	43~22	79, 410	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 事業区域の拡大 汚水3,703→3,730ha
							6, 345	43~22	116, 727	汚水 42.91km 処理場 面積 32.0ha	事業区域の拡大 汚水5,947→6,345ha
荒川右岸 東京流域 下水道事 業					平 19. 9. 11	国関整都 整第59号の 2	汚水 7,966 雨水 902	47~22	170, 219	雨水	焼却炉5基のうち1基を流動床式からガス化炉方式に変更 特高受電棟の増設
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区)					平 20. 1. 23	国関整都 整 第 161 号 の2	汚水 4,400 雨水 1,180	43~22	20, 404	汚水 14.79km 雨水 4.11km	野川下流部雨水貯留池(20,000m³) を新たに整備する。
		東京都告示 第285号					7, 081			汚水 46.86km 処理場 面積 16.00ha	幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川幹線 ◎3,000~◎250 14,390m
多摩川流 城下水道 事業 (多摩上流 処理区)			平 20. 6. 30	国関整計管 認 東 第 3 号 の2	平 20. 6. 30	国関整都 整第8号の2	7, 081	43~22	133, 062	汚水 46.86km	20.3.7 東京都告示第285号 幹線ルート及び延長の一部変更 ・残堀川 14,390m

	都市	計画決定		事業計画	画の認可		110	画又は事	業計画の概	既要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	事業対象 の 区 域	期間	事業費	計画基準	vii 3
多摩川流域							ha 5, 123	昭43~ 平22年度	百万円	km 管きょ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区) 送水棟、送泥棟の設置 汚泥焼却炉と脱水機を一部廃止 し、南多摩水再生センターに更新 する。
下水道事業 (北多摩) (北) (北) (北) (北) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1					平	国関整都	1, 597	43~22	98, 202	管きょ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 北多摩二号幹線に接続点を追加 30箇所→31箇所
(南多摩 処理区) (浅川処理 区)					22. 3. 31	整第173号	5, 071	43~22	115, 450	面積 26.4ha	(南多摩処理区) 事業区域の縮小 汚水5, 104→5, 071ha 送水棟、送泥棟の設置 重力濃縮槽の設置、汚泥焼却炉と 脱水機の更新
							3, 730	43~22	79, 531	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 主ポンプを追加
							ha		百万円	km	
				_			4, 402	平成22~ 平27年度	31, 069	汚水 14.79m 雨水 4.11km	(野川処理区) 事業区域の拡大 4, 400→4, 402ha
				国関整 計管認東 第20号の2			5, 123	22~27	122,293	管きょ 22.13km 処理場 面積 13.94ha	(北多摩一号処理区)
多摩川流域 下水道事業				国関整 計管認東 第21号の2			1, 597	22~27	108, 281	管きよ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区)
(野) (野) (野) (野) (野) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別) (別			平 23 . 3. 9	国関整 計管認東 第22号の2		国関整都 整第1014号	汚水 7,340 雨水 1,189	22~27	140,408	汚水 46.86km 雨水 7.28km 処理場 面積 16.00ha	(多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水7,081ー7,340ha 塩素接触槽の追加
区) (南多摩 処理区) (浅川処理 区) (秋川処理				国関整 計管認東 第23号の2			5, 175	22~27	123,144	汚水 23.15km 処理場 面積 26.40ha	(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,071→5,175ha
区)				国関整 計管認東 第24号の2			3, 730	22~27	91,981	血槓	(浅川処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 1系列:27,800㎡/日 処理施設能力の変更 3/4→4/4 (134千㎡/日)
				国関整 計管認東 第25号の2			6, 401	22~27	124,070	汚水 42.91km 処理場 面積 33.00ha	(秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水6,345→6,401ha 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 1系列:27,800㎡/月 2系列:27,800㎡/月 処理施設能力の変更 4/6→5/6 (174千㎡/日)
荒川右岸 東京流域 下水道事 業			平 23.3.9	国関整 計管認東 第26号の2	平 23. 3. 9	国関整都 整第1015号	汚水 7,966 雨水 902	22~27	176,276	汚水 40.57km 雨水 8.10km 処理場 面積 21.25ha	処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 2系列:83,600㎡/日

-b- M6 b	都市	計画決定		事業計	画の認可		計	十画又は事	業計画の棚	光要	
事業名	年月日	告示番号	都市	計画法	下水	道法	計画又は	事業施行			備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号		期間	事業費		
							ha 4, 402	平成22~ 平27年度	百万円 30,601	km 汚水 14.79m 雨水 4.11km	(野川処理区) 合流改善施設の追加 雨水貯留管の追加
							2, 744	22~27	108, 586	管きょ 10.67km 処理場 面積 11.15ha	(北多摩二号処理区) 連絡管の追加 浅川水再生センターと連絡管廊 で接続 ○3,500mm
多摩川流域 下水道事業 (野川処理 区) (北多摩二 号処理区)							汚水 7,340 雨水 1,189	22~27	140, 311	雨水 7. 28km 処理場 面積	(多摩川上流処理区) 処理方法の変更 (標準活性汚泥法→嫌気・無酸素・ 好気法) 2系列: 49,000㎡/日 3-1系列: 23,600㎡/日 処理施設能力の変更 6/7→7/7 (244千㎡/1)
(多摩川 上流) (南多摩 処理区) (浅川処理			_	_		国関整都 整第175号 の2	5, 303	22~27	122, 989		(南多摩処理区) 事業区域の拡大 汚水5,175ha→5,303ha
区) (秋川処理区)							3, 730	22~27	92, 374	汚水 9.63km 処理場 面積 16.38ha	(浅川処理区) 連絡管の追加 北多摩二号水再生センターと連 絡管廊で接続 ○3,500mm 焼却炉能力の変更 100 t/日→90 t/日 (1基) 50 t/日→60 t/日 (1基)
							7, 370	22~27	124, 450		(秋川処理区) 事業区域の拡大 汚水6, 401ha→7, 370ha 接続点の追加 接続箇所番号:大 - 3 37箇所→38箇所

事業名	都市計画決定		事業計画の認可				計画又は事業計画の概要				
尹未有	年月日	告示番号	都市計画法				事業対象		事業費	計画基準	備考
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	の区域	期間			
多下(区)号(流(型)水),通域、水)。					平 25.3.22		汚水 7.456	平成22~ 平27年度 22~27 22~27	123,947	4.11km 管きよ 22.13km 処理場 面積 13.94ha 汚水 46.86km 雨7.28km	(野川処理区) 貯留施設の変更 1,000㎡ (北多摩一号処理区) 高速ろ過施設の変更 ろ過速度 1000m/日 (多摩川上流処理区) 事業区域の拡大 汚水7,340ha→7,456ha
							5,303	22~27	118,623	23.15km	焼却炉能力の変更 140 t/日(2基)→80 t/日(1基)
							7,371	22~27	126,049	42.91km 処理場 面積 33.00ha	(秋川処理区) 第6-1系列を新設 28,150㎡/日 処理方法の変更 (ステップ嫌気・無酸素・好気法→ (疑似)嫌気・無酸素・好気法) 1-1系列: 21,300㎡/日 事業区域の拡大 汚水7,370ha→7,371ha

3-2-2 下水道法事業計画の認可の概要

(1) 多摩川流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町	名		計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
	武蔵野市		256		33, 520
	三鷹市		574	574	44, 980
	府中市		219	219	8, 100
野川	調布市		1, 955	1, 955	218, 900
	小金井市		816	816	92, 300
	狛江市		582	582	77, 500
	小	計	4, 402	4, 402	475, 300
	立川市		69		6,000
	府中市		2,506	2, 506	247, 500
	小金井市		232	232	19, 800
北多摩一号	小平市		1, 391	1, 391	130, 800
	東村山市		46	46	3, 400
	国分寺市		879	879	92, 900
	小	計	5, 123	5, 123	500, 400
	立川市	,.,	548	548	44, 530
JL夕崗→□	国分寺市		269	269	27, 300
北多摩二号	国立市		780	780	71, 050
	小	計	1, 597	1, 597	142, 880
	立川市	P I		517	35, 090
	青梅市		501	2, 367	136, 430
	昭島市		_	1, 441	108, 900
	福生市		156	663	49, 680
多摩川上流	.,			608	24, 490
<i>></i> / 1 / 1 <u> </u>	羽村市		532	854	55, 430
	瑞穂町		_	830	25, 380
	奥多摩町			175	4, 500
	小	計	1, 189	7, 339	439, 900
	八王子市	н	-	1, 663	111, 200
	町田市		_	166	7, 950
	日野市		_	232	15, 200
南多摩	多摩市		_	2,017	145, 570
	稲城市		_	1, 225	83, 105
	小	計	_	5, 303	363, 025
	八王子市	口口	_	2, 115	133, 900
浅川	日野市		_	1, 615	
12//1	小	計	_	3, 730	266, 050
	八王子市	рl		4, 785	264, 740
	昭島市		_	4, 703	204, 140 A
	日野市		_	397	33, 700
	羽村市			6	500
秋川	あきる野市			1, 388	60, 320
	日の出町			700	15, 200
	檜原村			95	15, 200
		計	_		
	小		_	7, 371	376, 320
	合	計	12, 311	34, 865	2, 563, 875
\•\\ == \Lambda \	F. L 6 344			I .	

[※]平成24年度までの事業認可による。

(2) 荒川右岸東京流域下水道の計画面積及び人口

処理区名	市町名	計画排水面積(ha)	計画処理面積(ha)	計画処理人口(人)
	武蔵野市	_	90	8, 100
	小金井市	_	84	1, 700
	小平市	276	655	53, 600
荒	東村山市	206	1,651	139, 700
川 右 岸	東大和市	_	1,009	78, 000
岸	清瀬市	_	1,019	74, 100
	東久留米市	420	1, 292	114, 600
	武蔵村山市	_	581	40, 220
	西東京市	_	1, 585	196, 500
=	 	902	7, 966	706, 520

[※]平成24年度までの事業認可による。

(3) 多摩川流域下水道の管きょ

◎ : 円形管凡 □ : 現場打ち鉄筋コンクリート渠(矩形渠)例 ■ : (馬蹄渠)

処理区	管渠ルートの	位	置	最大内のり	最小内のり	延長	摘要
の名称	名称	起点	終点	寸法(mm)	寸法(mm)	(m)	(m)
野川	野川第一幹線 野川第二幹線	世田谷区喜多見七丁目三鷹市大沢二丁目	武蔵野市境五丁目武蔵野市境五丁目	\bigcirc 2, 400 \Box 7, 000 \times 4, 000 \times 2	1,8004,300		汚水管 雨水管
	調布幹線	狛江市和泉本町一丁目	調布市染地三丁目	9,000×2 1,400	◎ 1,200	1,820	18, 900
	北多摩一号東幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南町三 丁目	9,000× 6,500	□ 5,000	5, 780	
北多摩	北多摩一号西 幹線	府中市押立町五丁目	小金井市貫井南 町三 丁目	28,000× 8,000	◎ 5,000	5, 870	00.100
一号	北多摩一号北 幹線	小金井市貫井南町三丁 目 小金井市貫井南 町二	小平市天神町一丁目 国分寺市東元町 一丁	© 5,000		3, 650	22, 130
	国分寺幹線	丁目	目	\Box 4, 300 × 4, 300		970	
	恋ヶ窪幹線	小金井市貫井南町三丁目	立川市若葉町三丁目	⑤ 5,000	3 ,000	5, 860	
北多摩二号	北多摩二号幹 線	府中市四谷五丁目	立川市幸町三丁目	\Box 6,000× 3,000×2	© 4,250	10, 670	10,670
	羽村幹線	福生市大字福生字加美	羽村市栄町三丁目	© 1,500		4, 950	10,070
多摩川	残堀川幹線	昭島市宮沢町字谷下	瑞穂町大字長岡長谷部字水久保	\Box 2,500× 2,900	© 800	14, 390	46, 860
上流	多摩川上流幹 線	昭島市宮沢町字谷下	奥多摩町大字川井字 丹縄	© 3,000	© 250	27, 520	,
	乞田幹線	稲城市大字大丸字14号	八王子市大字鑓水字 浜道 多摩市大字和田字10	© 1,800	© 800	12, 640	
南多摩	大栗幹線	稲城市大字大丸字13号	多摩川八子和田子10	© 1,800		6, 050	23, 150
	稲城幹線	稲城市大字大丸字13号	松葉	© 2,000	© 600	4, 460	
浅川	浅川幹線	日野市大字石田	八王子市長沼町	$ \begin{array}{ccc} & 1,500 \times \\ & 1,500 \times 2 \end{array} $	© 2,000	6, 260	9, 630
	日野幹線	日野市大字石田	日野市栄町一丁目	© 2,000	© 1,350	3, 370	
	秋川幹線	八王子市小宮町 あきる野市大字小川字	日の出町大字平井字 狩宿 日の出町大字平井字	© 3,000		16, 720	
	平井川幹線	下川原	三吉野下平井	◎ 1, 350	© 1,350	5, 900	
秋 川	八王子幹線	八王子市石川町 八王子市大和田町五丁	八王子市横川町	© 2,400	© 1,650	7, 450	42, 910
	大和田幹線 石川幹線	目 八王子市石川町	日野市西平山五丁目 日野市日野台二丁目	1,5001,000		1, 160 1, 080	
	あきる野幹線	あきる野市大字伊奈字 柴木	檜原村大字下元郷	□ 1,500× 1500	© 200	10, 600	
		計	TIENNI I JUNE	1000	200	174, 250	
多摩川	多摩川上流雨		青梅市大字新町字南	□ 4,500×		_	
上流	水幹線	福生市北田園二丁目 分流式雨水幹線計	植木外	$4,500 \times 2$	◎ 3,750	7, 280 7, 280	
		刀伽叭附小轩柳訂				1, 280	

(4) 荒川右岸東京流域下水道の管きょ

管渠ルート	位	置		最大内のり	最/	小内のり	延長	摘	至
の名称	起点	終点		寸法(mm)	寸流	寸法(mm) (m)		(m)	
黒目幹線	清瀬市下宿三丁目	西東京市柳沢一丁目		$3,400\times 3,800$	0	1, 500	12, 15	0	
小平幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市花小金井三丁目	0	1, 500	0	1,500	1, 24	0	
柳瀬幹線	清瀬市下宿一丁目	武蔵村山市大南五丁目	0	2, 200	0	1, 200	16, 27	0	
東大和幹 線	東村山市本町二丁目	武蔵村山市中藤五丁目	0	1, 500	0	1, 500	5, 97	0	
田無幹線	西東京市西原町二丁目	西東京市向台町六丁目	0	1, 800	0	1, 500	2, 56	0	
東久留米 幹線	東久留米市幸町五丁目	東村山市恩多町一丁目	0	1, 800	0	1,500	2, 38	0	
	分流式汚水幹線計						40, 57	0	
黒目川雨 水幹線	東久留米市下里一丁目	東村山市萩山町五丁目		4, 500×4, 500×2	0	3,000	4, 04	0	
出水川雨 水幹線	東久留米市下里二丁目	東久留米市下里四丁目		4, 900×4, 900	0	4,000	93	0	
落合川雨 水幹線	東久留米市中央町五丁目	小平市大沼町町二丁目		3,800×3,800	0	2, 400	2, 72	0	
小平雨水 幹線	小平市花小金井三丁目	小平市花小金井三丁目	0	2, 200	0	2, 200	41	0	
	分流式雨水幹線計						8, 10	0	

(5)ポンプ施設

多摩川流域下水道

名	称	位	置	敷地面積	摘	要	
稲城ポンプ所		稲城市矢野口字松葉		1,500m ²	南多摩	南多摩処理区	
青梅ポンプ所		青梅市	5沢井	1, 300 m ²	多摩川上	:流処理区	

3-2-3 施工済みの事業

(1)流域下水道建設工事

事業名	予算額(円)	決算額 (円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水道事業	102, 820, 000	102, 819, 017	_	昭和43年	
IJ	1, 135, 000, 000	1, 100, 018, 614	20	44	
IJ	2, 250, 000, 000	2, 108, 638, 136	3, 718	45	
IJ	5, 464, 000, 000	4, 291, 627, 284	2, 754	46	
II	9, 400, 000, 000	9, 129, 927, 851	11, 574	47	
IJ	12, 000, 000, 000	6, 458, 031, 891	3, 076	48	
IJ	16, 000, 000, 000	10, 963, 271, 819	5, 871	49	
IJ	16, 000, 000, 000	12, 681, 156, 107	4, 793	50	
IJ	16, 000, 000, 000	12, 235, 460, 985	4, 057	51	
IJ	17, 000, 000, 000	15, 041, 287, 182	8, 112	52	
IJ	20, 000, 000, 000	17, 885, 033, 254	11, 374	53	
IJ	23, 000, 000, 000	18, 059, 314, 647	7, 852	54	
IJ	23, 000, 000, 000	24, 094, 155, 518	11, 892	55	
IJ	23, 000, 000, 000	20, 333, 384, 970	2, 257	56	
IJ	23, 000, 000, 000	16, 738, 193, 843	7, 528	57	
IJ	24, 000, 000, 000	14, 727, 189, 243	4, 734	58	
IJ	24, 000, 000, 000	15, 252, 509, 575	11, 618	59	
IJ	20, 000, 000, 000	16, 092, 652, 107	3, 739	60	
IJ	20, 000, 000, 000	18, 656, 051, 024	6, 788	61	
IJ	27, 000, 000, 000	25, 576, 536, 574	6, 755	62	
IJ	28, 000, 000, 000	26, 110, 228, 726	6, 285	63	
IJ	31, 700, 000, 000	27, 420, 203, 974	2, 319	平成元年	
IJ	33, 800, 000, 000	27, 769, 773, 015	10, 105	2	
IJ	30, 700, 000, 000	29, 164, 364, 828	9, 880	3	
IJ	31, 500, 000, 000	31, 432, 389, 842	8, 642	4	
IJ	31, 300, 000, 000	30, 531, 852, 881	1, 982	5	
IJ	29, 000, 000, 000	27, 073, 109, 325	1, 103	6	<u> </u>
II .	30, 500, 000, 000	29, 010, 583, 922	1,601	7	
JJ .	28, 500, 000, 000	26, 346, 713, 362	1, 572	8	
II .	28, 500, 000, 000	27, 381, 399, 641	1, 565	9	
JJ	30, 500, 000, 000	30, 260, 654, 316	792	10	
"	18, 000, 000, 000	17, 693, 485, 350	3, 982	11	
"	18, 000, 000, 000	16, 960, 880, 446	3,660	12	
"	18, 500, 000, 000	17, 997, 283, 403	2, 759	13	
"	16, 500, 000, 000	17, 038, 386, 129	3,843	14	1
"	14, 800, 000, 000	14, 506, 635, 436	5, 305	15	
"	13, 300, 000, 000	12, 080, 254, 380	1,683	16	1
"	13, 300, 000, 000	9, 999, 628, 968	2, 532	17	1
"	12, 700, 000, 000	13, 662, 637, 240	0	18	
"	12, 300, 000, 000	9, 626, 792, 271	1, 240	19	
"	12, 900, 000, 000	11, 775, 284, 164	1, 976	20	1
"	12, 900, 000, 000	13, 392, 388, 834	0	21	1
"	12, 900, 000, 000	13, 018, 477, 894	0	22	1
"	13, 300, 000, 000	11, 715, 794, 554	21	23	
<i>∥</i>	13, 700, 000, 000	12, 584, 269, 907	0	24	
計	859, 451, 820, 000	766, 080, 732, 449	191, 359		

⁽注)予算額には前年度からの繰越額は含まない。

(2) 受託事業

(2) 受託	t事莱					
事業	\$名	予算額 (円)	決算額 (円)	竣工延長(m)	施工年度	備考
流域下水	〈道事業	175, 000, 000	79, 904, 841	_	昭和43年	
IJ		1, 627, 000, 000	1, 442, 250, 000	1, 141	44	
IJ		969, 500, 000	961, 730, 000	1,081	45	
IJ		512, 000, 000	376, 264, 000	1, 205	46	
IJ		170, 000, 000	69, 319, 329	0	47	
IJ		1, 106, 300, 000	766, 119, 023	1, 645	48	
IJ	+	1, 216, 000, 000	827, 215, 344	104	49	
IJ		1, 834, 000, 000	1, 584, 633, 328	226	50	
IJ		1, 562, 000, 000	1, 288, 715, 452	896	51	
IJ		1, 394, 000, 000	803, 921, 484	9	52	
IJ	+	915, 000, 000	762, 244, 102	1, 776	53	
IJ		1, 000, 000, 000	756, 774, 378	0	54	
IJ		1, 800, 000, 000	1, 741, 240, 067	0	55	
"		2, 400, 000, 000	2, 326, 414, 551	1, 133	56	
]]		3, 326, 000, 000	2, 052, 601, 597	1, 296	57	
			2, 354, 348, 330			
IJ		3, 800, 000, 000	(384, 058, 071)	4, 116	58	
IJ		2, 500, 000, 000	2, 359, 751, 954 (206, 056, 093)	962	59	
		2,000,000,000	2, 284, 116, 540	302		
IJ		2, 500, 000, 000	(53, 810, 664)	3, 246	60	
IJ		2, 200, 000, 000	1, 928, 891, 421 (458, 344, 686)	1, 455	61	
		2, 200, 000, 000	3, 070, 896, 842	1, 400	01	
IJ		3, 395, 000, 000	(122, 411, 431)	1, 738	62	
IJ		2 742 000 000	3, 331, 222, 296	0	62	
"		3, 742, 000, 000	(151, 910, 303) 3, 372, 980, 292	U	63	
IJ		3, 951, 000, 000	(157, 307, 128)	0	平成元年	
JJ.		F 11F 000 000	4, 587, 938, 729	C 4 4	0	
"		5, 115, 000, 000	(886, 796, 083) 3, 185, 748, 648	644	2	
IJ		4, 272, 000, 000	(220, 742, 740)	0	3	
		4 725 122 000	4, 395, 185, 259	221	4	
		4, 735, 122, 000	(259, 188, 314) 4, 787, 923, 869	331	4	
IJ		5, 586, 000, 000	(235, 605, 866)	0	5	
		C 440 000 000	5, 673, 731, 580	1 044	C	
		6, 442, 000, 000	(272, 560, 309) 5, 786, 478, 303	1,844	6	
IJ		6, 502, 000, 000	(250, 175, 597)	3, 809	7	
		C FCO 000 000	5, 511, 061, 401	4 910	0	
IJ		6, 560, 000, 000	(251, 726, 178) 5, 125, 735, 524	4, 318	8	
"		5, 919, 000, 000	(224, 093, 947)	5, 360	9	
			4, 355, 497, 382		10	
		5, 197, 000, 000	(219, 291, 796) 3, 346, 892, 423	4, 414	10	
IJ		4, 126, 000, 000	(258, 688, 850)	0	11	
			3, 611, 734, 196			
IJ		3, 984, 000, 000	(221, 129, 546) 207, 813, 958	0	12	
IJ		228, 000, 000	(207, 813, 958)	0	13	
			215, 090, 901			
IJ		228, 000, 000	(215, 090, 901)	0	14	
IJ		236, 000, 000	207, 849, 612 (207, 849, 612)	0	15	
			220, 589, 286			
"		236, 000, 000	(220, 589, 286) 85, 760, 826, 242	0	16	

^()内は清流復活等の受託

3-3 営業

3-3-1 流入水量

過去10年間の処理区別・市町村別流入水量は次のとおりである。

(1)野川処理区流入水量

(単位:m³)

年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
15	5, 859, 964	8, 345, 850	1, 680, 904	36, 821, 332	15, 045, 287	12, 009, 953	79, 763, 290
16	5, 888, 221	8, 665, 720	1, 215, 721	37, 696, 561	15, 433, 714	12, 252, 953	81, 152, 890
17	5, 751, 217	7, 897, 109	1, 108, 588	36, 700, 823	14, 480, 390	11, 689, 113	77, 627, 240
18	6, 079, 903	8, 557, 640	1, 198, 046	38, 354, 350	15, 087, 777	12, 155, 794	81, 433, 510
19	5, 579, 442	7, 587, 865	1, 037, 385	34, 302, 872	13, 794, 747	10, 994, 319	73, 296, 630
20	6, 145, 028	9, 063, 093	1, 304, 662	39, 847, 304	15, 722, 300	12, 371, 193	84, 453, 580
21	5, 722, 277	8, 078, 499	1, 140, 436	36, 856, 293	14, 353, 897	11, 305, 568	77, 456, 970
22	5, 722, 150	8, 151, 389	1, 216, 444	37, 284, 335	14, 567, 124	11, 420, 588	78, 362, 030
23	5, 584, 546	7, 883, 976	1, 181, 098	35, 600, 494	14, 114, 901	11, 102, 975	75, 467, 990
24	5, 556, 020	7, 820, 539	1, 242, 001	35, 152, 706	13, 967, 201	10, 978, 833	74, 717, 300

(2) 北多摩一号処理区流入水量

(単位:m³)

							1 1 /
年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
15	888, 706	36, 257, 658	3, 183, 861	20, 981, 496	683, 962	14, 117, 677	76, 113, 360
16	968, 466	38, 767, 173	3, 451, 421	22, 373, 717	728, 348	15, 159, 345	81, 448, 470
17	838, 810	35, 666, 565	3, 013, 984	19, 368, 008	662, 069	13, 474, 854	73, 024, 290
18	931, 953	37, 406, 619	3, 278, 752	20, 850, 757	703, 971	14, 323, 278	77, 495, 330
19	887, 042	36, 733, 086	3, 212, 493	20, 100, 073	670, 587	13, 902, 749	75, 506, 030
20	1, 016, 039	40, 239, 293	3, 661, 747	22, 737, 977	801, 655	15, 815, 199	84, 271, 910
21	878, 570	37, 456, 657	3, 319, 093	20, 739, 442	685, 076	14, 273, 392	77, 352, 230
22	917, 864	37, 526, 584	3, 320, 081	20, 478, 723	676, 438	14, 196, 110	77, 115, 800
23	921, 161	36, 825, 729	3, 337, 767	20, 058, 230	651, 733	13, 819, 210	75, 613, 830
24	858, 044	34, 883, 153	3, 084, 308	18, 713, 736	616, 880	12, 947, 019	71, 103, 140

(3) **北多摩二号処理区流入水量** (単位: m³)

	U / T - U / C	T	`	T Z . III /
年度	立川市	国分寺市	国立市	計
15	5, 853, 459	3, 515, 137	10, 767, 134	20, 135, 730
16	6, 082, 662	3, 493, 438	10, 773, 300	20, 349, 400
17	5, 802, 924	3, 328, 315	10, 472, 201	19, 603, 440
18	5, 801, 486	3, 433, 367	10, 614, 657	19, 849, 510
19	5, 800, 419	3, 210, 789	9, 778, 682	18, 789, 890
20	6, 024, 348	3, 508, 560	10, 662, 162	20, 195, 070
21	4, 783, 685	3, 032, 433	9, 361, 592	17, 177, 710
22	5, 435, 401	3, 197, 005	9, 854, 414	18, 486, 820
23	5, 386, 938	3, 106, 239	9, 667, 243	18, 160, 420
24	5, 347, 448	3, 080, 982	9, 672, 810	18, 101, 240

(4) 多摩川上流処理区流入水量

(単位:m³)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
	3, 808, 698	16, 618, 003	14, 995, 583	9, 505, 436	4, 208, 952	8, 760, 500	4, 309, 368	-	62, 206, 540
15				1, 983, 874	561, 249				2, 545, 123
	3, 796, 663	16, 692, 787	14, 848, 257	9, 565, 551	4, 314, 897	8, 361, 583	4, 340, 002	-	61, 919, 740
16				1, 982, 280	636, 801				2, 619, 081
	3, 624, 205	15, 893, 128	14, 202, 988	9, 168, 550	4, 261, 289	7, 997, 544	4, 121, 956	-	59, 269, 660
17				1, 935, 227	716, 013				2, 651, 240
	3, 754, 175	16, 428, 695	14, 986, 203	9, 238, 793	4, 515, 996	8, 039, 872	4, 384, 626	-	61, 348, 360
18				1, 911, 411	783, 177				2, 694, 588
	3, 761, 439	16, 060, 217	14, 583, 160	9, 300, 174	4, 702, 509	7, 837, 620	4, 121, 601	-	60, 366, 720
19				2, 212, 693	811, 387				3, 024, 080
	4, 130, 503	17, 016, 103	15, 406, 499	9, 558, 898	4, 907, 546	8, 252, 668	4, 278, 903	-	63, 551, 120
20				2, 154, 438	699, 122				2, 853, 560
	4, 052, 912	15, 101, 260	14, 003, 239	9, 396, 523	4, 208, 365	7, 166, 067	3, 875, 578	7,896	57, 811, 840
21				2, 678, 170	395, 513				3, 073, 683
	4, 160, 416	16, 109, 316	14, 903, 018	9, 098, 088	4, 504, 419	8, 027, 310	4, 155, 912	50, 271	61, 008, 750
22				1, 987, 188	467, 578				2, 454, 766
		·		9, 751, 182	4, 449, 308	<u></u>			61, 876, 340
23	4, 212, 603	16, 234, 815	14, 987, 205	2, 658, 989	397, 050	7, 955, 139	4, 184, 079	102, 009	3, 056, 039
				9, 095, 081	4, 455, 449				58, 544, 330
24	3, 916, 748	15, 240, 938	14, 281, 609	2, 410, 403	359, 349	7, 446, 849	3, 969, 711	137, 945	2, 769, 752

⁽注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量である。

(5)南多摩処理区流入水量

	100		<i>_</i>		m	3	١
- (8	111	•	m	_	
١.	(-	—	11/-		111		- /

<u> </u>	カターチに全に				(+	111 /
年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	計
15	10, 305, 347	476, 419	1, 563, 520	16, 583, 766	5, 779, 048	34, 708, 100
16	12, 001, 699	708, 009	1, 752, 921	18, 753, 120	7, 294, 201	40, 509, 950
17	11, 168, 276	854, 486	1, 611, 443	17, 671, 444	7, 132, 581	38, 438, 230
18	11, 581, 241	917, 797	1, 630, 166	17, 831, 344	7, 534, 372	39, 494, 920
19	11, 281, 274	1, 064, 819	1, 564, 457	17, 067, 449	7, 463, 421	38, 441, 420
20	12, 126, 161	1, 199, 554	1, 644, 805	17, 898, 089	8, 185, 561	41, 054, 170
21	11, 925, 924	1, 256, 381	1, 578, 417	17, 175, 678	8, 043, 190	39, 979, 590
22	12, 508, 886	1, 275, 171	1, 634, 455	17, 655, 262	8, 401, 796	41, 475, 570
23	12, 515, 239	1, 277, 835	1, 567, 203	17, 229, 740	8, 357, 703	40, 947, 720
24	12, 419, 903	1, 292, 752	1, 571, 308	16, 941, 352	8, 421, 515	40, 646, 830

(6)浅川処理区流入水量 <u>(単位:m³)</u>

			(十四・111 /
年度	八王子市	日野市	計
15	13, 551, 389	10, 813, 811	24, 365, 200
16	13, 789, 153	11, 393, 757	25, 182, 910
17	13, 984, 960	11, 621, 470	25, 606, 430
18	14, 955, 096	12, 191, 944	27, 147, 040
19	15, 182, 516	12, 396, 804	27, 579, 320
20	15, 880, 890	12, 854, 860	28, 735, 750
21	15, 316, 567	12, 464, 083	27, 780, 650
22	15, 682, 759	12, 757, 511	28, 440, 270
23	15, 889, 796	12, 879, 154	28, 768, 950
24	15, 652, 279	12, 777, 831	28, 430, 110

(7)	フ)秋川処理区流入水量 (単位:m ⁻³)								
年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計	
15	13, 441, 790	-	4, 251, 735	-	7, 120, 473	1, 857, 662	-	26, 671, 660	
16	14, 965, 805	1	4, 199, 859	ı	7, 592, 773	2, 000, 013	ı	28, 758, 450	
17	16, 024, 186	ı	4, 157, 148	ı	7, 754, 514	1, 933, 972	ı	29, 869, 820	
18	17, 428, 248	1	4, 159, 818	1	7, 939, 915	2, 144, 559	17, 350	31, 689, 890	
19	18, 793, 746	_	4, 103, 270	-	7, 888, 334	2, 204, 711	53, 309	33, 043, 370	
20	21, 622, 469	_	4, 451, 317	32, 951	8, 276, 676	2, 732, 936	81, 901	37, 198, 250	
21	20, 813, 536	-	4, 015, 434	44, 294	7, 711, 255	2, 597, 382	108, 219	35, 290, 120	
22	22, 177, 228	-	4, 127, 795	44, 167	8, 075, 613	2, 726, 920	132, 177	37, 283, 900	
23	23, 058, 896	_	4, 209, 197	45, 470	8, 334, 617	2, 896, 456	153, 324	38, 697, 960	
24	22, 559, 939	_	4, 017, 112	44, 104	8, 087, 015	2, 726, 978	158, 742	37, 593, 890	

(8) 荒川右岸処理区流入水量

(単位: m³) 年度 武蔵野市 小金井市 小平市 東村山市 東大和市 15 1, 224, 343 206, 773 5, 219, 628 15, 987, 597 9,000,142 16 1, 538, 472 201, 729 5, 574, 274 16, 552, 828 9, 403, 927 17 1, 160, 539 192, 175 5, 777, 203 16, 489, 350 9, 338, 216 18 1, 356, 058 198,678 6,078,157 17,018,670 9, 866, 150 16, 407, 424 19 1, 297, 263 187, 552 5, 901, 505 9, 612, 406 20 1, 347, 295 200, 217 6, 281, 016 17, 411, 154 10, 121, 965 21 1, 254, 109 189,810 6,025,125 16, 733, 545 9,609,582 9, 719, 021 22 1, 255, 209 189, 802 6, 169, 630 17, 126, 095 23 1, 151, 416 188, 137 6,002,613 16, 694, 508 9, 528, 465 24 988, 174 181,039 5, 910, 032 16, 420, 558 9, 395, 494 年度 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 西東京市 計 15 8, 221, 901 12, 652, 023 4, 769, 291 20, 154, 002 77, 435, 700 8,653,049 16 13, 149, 408 4, 940, 436 21, 172, 527 81, 186<u>, 650</u> 80, 075, 230 17 8,678,533 12, 772, 096 4,830,402 20, 836, 716 18 8,928,200 13, 186, 034 5, 052, 700 21, 783, 413 83, 468, 060 80, 070, 150 19 8, 426, 521 12, 675, 208 4, 707, 992 20, 854, 279 9,030,758 22, 047, 898 84, 768, 980 20 13, 340, 030 4, 988, 647 21 8, 447, 467 12, 677, 537 4, 795, 861 21, 055, 364 80, 788, 400 22 12, 868, 307 21, 592, 382 82, 385, 800 8,570,801 4, 894, 553 8, 336, 837 80, 541, 910 23 12, 606, 644 4, 769, 883 21, 263, 407 24 8, 164, 309 12, 241, 067 4,681,900 20, 812, 167 78, 794, 740

3-3 営業

3-3-2 維持管理負担金

過去10年間の処理区別・市町村別維持管理負担金は次のとおりである。

(1)野川処理区負担金

(単位:円)

							(十四・11)
年度	武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
15	222, 678, 632	317, 142, 300	63, 874, 352	1, 399, 210, 616	571, 720, 906	456, 378, 214	3, 031, 005, 020
16	223, 752, 398	329, 297, 360	46, 197, 398	1, 432, 469, 318	586, 481, 132	465, 612, 214	3, 083, 809, 820
17	218, 546, 246	300, 090, 142	42, 126, 344	1, 394, 631, 274	550, 254, 820	444, 186, 294	2, 949, 835, 120
18	231, 036, 314	325, 190, 320	45, 525, 748	1, 457, 465, 300	573, 335, 526	461, 920, 172	3, 094, 473, 380
19	212, 018, 796	288, 338, 870	39, 420, 630	1, 303, 509, 136	524, 200, 386	417, 784, 122	2, 785, 271, 940
20	233, 511, 064	344, 397, 534	49, 577, 156	1, 514, 197, 552	597, 447, 400	470, 105, 334	3, 209, 236, 040
21	217, 446, 526	306, 982, 962	43, 336, 568	1, 400, 539, 134	545, 448, 086	429, 611, 584	2, 943, 364, 860
22	217, 441, 700	309, 752, 782	46, 224, 872	1, 416, 804, 730	553, 550, 712	433, 982, 344	2, 977, 757, 140
23	212, 212, 748	299, 591, 088	44, 881, 724	1, 352, 818, 772	536, 366, 238	421, 913, 050	2, 867, 783, 620
24	211, 128, 760	297, 180, 482	47, 196, 038	1, 335, 802, 828	530, 753, 638	417, 195, 654	2, 839, 257, 400

(2) 北多摩一号処理区負担金

(単位:円)

年度	立川市	府中市	小金井市	小平市	東村山市	国分寺市	計
15	33, 770, 828	1, 377, 791, 004	120, 986, 718	797, 296, 848	25, 990, 556	536, 471, 726	2, 892, 307, 680
16	36, 801, 708	1, 473, 152, 574	131, 153, 998	850, 201, 246	27, 677, 224	576, 055, 110	3, 095, 041, 860
17	31, 874, 780	1, 355, 329, 470	114, 531, 392	735, 984, 304	25, 158, 622	512, 044, 452	2, 774, 923, 020
18	35, 414, 214	1, 421, 451, 522	124, 592, 576	792, 328, 766	26, 750, 898	544, 284, 564	2, 944, 822, 540
19	33, 707, 596	1, 395, 857, 268	122, 074, 734	763, 802, 774	25, 482, 306	528, 304, 462	2, 869, 229, 140
20	38, 609, 482	1, 529, 093, 134	139, 146, 386	864, 043, 126	30, 462, 890	600, 977, 562	3, 202, 332, 580
21	33, 385, 660	1, 423, 352, 966	126, 125, 534	788, 098, 796	26, 032, 888	542, 388, 896	2, 939, 384, 740
22	34, 878, 832	1, 426, 010, 192	126, 163, 078	778, 191, 474	25, 704, 644	539, 452, 180	2, 930, 400, 400
23	35, 004, 118	1, 399, 377, 702	126, 835, 146	762, 212, 740	24, 765, 854	525, 129, 980	2, 873, 325, 540
24	32, 605, 672	1, 325, 559, 814	117, 203, 704	711, 121, 968	23, 441, 440	491, 986, 722	2, 701, 919, 320

(3) 北多摩二号処理区負担金 (単位:円)

年度	立川市	国分寺市	国立市	計
15	222, 431, 442	133, 575, 206	409, 151, 092	765, 157, 740
16	231, 141, 156	132, 750, 644	409, 385, 400	773, 277, 200
17	220, 511, 112	126, 475, 970	397, 943, 638	744, 930, 720
18	220, 456, 468	130, 467, 946	403, 356, 966	754, 281, 380
19	220, 415, 922	122, 009, 982	371, 589, 916	714, 015, 820
20	228, 925, 224	133, 325, 280	405, 162, 156	767, 412, 660
21	181, 780, 030	115, 232, 454	355, 740, 496	652, 752, 980
22	206, 545, 238	121, 486, 190	374, 467, 732	702, 499, 160
23	204, 703, 644	118, 037, 082	367, 355, 234	690, 095, 960
24	203, 203, 024	117, 077, 316	367, 566, 780	687, 847, 120

(4) 多摩川上流処理区負担金

(単位:円)

年度	立川市	青梅市	昭島市	福生市	武蔵村山市	羽村市	瑞穂町	奥多摩町	計
15	144, 730, 524	631, 484, 114	569, 832, 154	361, 206, 568	159, 940, 176	332, 899, 000	163, 755, 984	-	2, 363, 848, 520
				75, 387, 212	21, 327, 462				96, 714, 674
16	144, 273, 194	634, 325, 906	564, 233, 766	363, 490, 938	163, 966, 086	317, 740, 154	164, 920, 076	-	2, 352, 950, 120
				75, 326, 640	24, 198, 438				99, 525, 078
17	137, 719, 790	603, 938, 864	539, 713, 544	348, 404, 900	161, 928, 982	303, 906, 672	156, 634, 328	-	2, 252, 247, 080
				73, 538, 626	27, 208, 494				100, 747, 120
18	142, 658, 650	624, 290, 410	569, 475, 714	351, 074, 134	171, 607, 848	305, 515, 136	166, 615, 788	-	2, 331, 237, 680
				72, 633, 618	29, 760, 726				102, 394, 344
19	142, 934, 682	610, 288, 246	554, 160, 080	353, 406, 612	178, 695, 342	297, 829, 560	156, 620, 838	-	2, 293, 935, 360
				84, 082, 334	30, 832, 706				114, 915, 040
20	156, 959, 114	646, 611, 914	585, 446, 962	363, 238, 124	186, 486, 748	313, 601, 384	162, 598, 314	-	2, 414, 942, 560
				81, 868, 644	26, 566, 636				108, 435, 280
21	154, 010, 656	573, 847, 880	532, 123, 082	357, 067, 874	159, 917, 870	272, 310, 546	147, 271, 964	300, 048	2, 196, 849, 920
				101, 770, 460	15, 029, 494				116, 799, 954
22	158, 095, 808	612, 154, 008	566, 314, 684	345, 727, 344	171, 167, 922	305, 037, 780	157, 924, 656	1, 910, 298	2, 318, 332, 500
				75, 513, 144	17, 767, 964				93, 281, 108
23	160, 078, 914	616, 922, 970	569, 513, 790	370, 544, 916	169, 073, 704	302, 295, 282	158, 995, 002	3, 876, 342	2, 351, 300, 920
				101, 041, 582	15, 087, 900				116, 129, 482
24	148, 836, 424	579, 155, 644	542, 701, 142	345, 613, 078	169, 307, 062	282, 980, 262	150, 849, 018	5, 241, 910	2, 224, 684, 540
				91, 595, 314	13, 655, 262				105, 250, 576

⁽注) 福生市及び武蔵村山市の下段は内書きで、横田基地からの排除水量分である。

(5) 南多摩処理区負担金

(単位:円)

年度	八王子市	町田市	日野市	多摩市	稲城市	計
15	391, 603, 186	18, 103, 922	59, 413, 760	630, 183, 108	219, 603, 824	1, 318, 907, 800
16	456, 064, 562	26, 904, 342	66, 610, 998	712, 618, 560	277, 179, 638	1, 539, 378, 100
17	424, 394, 488	32, 470, 468	61, 234, 834	671, 514, 872	271, 038, 078	1, 460, 652, 740
18	440, 087, 158	34, 876, 286	61, 946, 308	677, 591, 072	286, 306, 136	1, 500, 806, 960
19	428, 688, 412	40, 463, 122	59, 449, 366	648, 563, 062	283, 609, 998	1, 460, 773, 960
20	460, 794, 118	45, 583, 052	62, 502, 590	680, 127, 382	311, 051, 318	1, 560, 058, 460
21	453, 185, 112	47, 742, 478	59, 979, 846	652, 675, 764	305, 641, 220	1, 519, 224, 420
22	475, 337, 668	48, 456, 498	62, 109, 290	670, 899, 956	319, 268, 248	1, 576, 071, 660
23	475, 579, 082	48, 557, 730	59, 553, 714	654, 730, 120	317, 592, 714	1, 556, 013, 360
24	471, 956, 314	49, 124, 576	59, 709, 704	643, 771, 376	320, 017, 570	1, 544, 579, 540

(6)浅川処理区負担金

(単位:円)

			(十四・11)
年度	八王子市	日野市	計
15	514, 952, 782	410, 924, 818	925, 877, 600
16	523, 987, 814	432, 962, 766	956, 950, 580
17	531, 428, 480	441, 615, 860	973, 044, 340
18	568, 293, 648	463, 293, 872	1, 031, 587, 520
19	576, 935, 608	471, 078, 552	1, 048, 014, 160
20	603, 473, 820	488, 484, 680	1, 091, 958, 500
21	582, 029, 546	473, 635, 154	1, 055, 664, 700
22	595, 944, 842	484, 785, 418	1, 080, 730, 260
23	603, 812, 248	489, 407, 852	1, 093, 220, 100
24	594, 786, 602	485, 557, 578	1, 080, 344, 180

(7) 秋川処理区負担金

(単位:円)

年度	八王子市	昭島市	日野市	羽村市	あきる野市	日の出町	檜原村	計
15	510, 788, 020	-	161, 565, 930	-	270, 577, 974	70, 591, 156	l	1, 013, 523, 080
16	568, 700, 590	-	159, 594, 642	-	288, 525, 374	76, 000, 494	-	1, 092, 821, 100
17	608, 919, 068	-	157, 971, 624	-	294, 671, 532	73, 490, 936	l	1, 135, 053, 160
18	662, 273, 424	-	158, 073, 084	-	301, 716, 770	81, 493, 242	659, 300	1, 204, 215, 820
19	714, 162, 348	-	155, 924, 260	-	299, 756, 692	83, 779, 018	2, 025, 742	1, 255, 648, 060
20	821, 653, 822	_	169, 150, 046	1, 252, 138	314, 513, 688	103, 851, 568	3, 112, 238	1, 413, 533, 500
21	790, 914, 368	-	152, 586, 492	1, 683, 172	293, 027, 690	98, 700, 516	4, 112, 322	1, 341, 024, 560
22	842, 734, 664	_	156, 856, 210	1, 678, 346	306, 873, 294	103, 622, 960	5, 022, 726	1, 416, 788, 200
23	876, 238, 048	-	159, 949, 486	1, 727, 860	316, 715, 446	110, 065, 328	5, 826, 312	1, 470, 522, 480
24	857, 277, 682	-	152, 650, 256	1, 675, 952	307, 306, 570	103, 625, 164	6, 032, 196	1, 428, 567, 820

(8) 荒川右岸処理区負担金

(単位:円) 年度 武蔵野市 小金井市 小平市 東村山市 東大和市 15 46, 525, 034 7, 857, 374 198, 345, 864 607, 528, 686 342, 005, 396 16 58, 461, 936 7, 665, 702 211, 822, 412 629, 007, 464 357, 349, 226 17 44, 100, 482 7, 302, 650 219, 533, 714 626, 595, 300 354, 852, 208 18 51, 530, 204 7, 549, 764 230, 969, 966 646, 709, 460 374, 913, 700 19 49, 295, 994 7, 126, 976 224, 257, 190 623, 482, 112 365, 271, 428 20 51, 197, 210 7,608,246 238, 678, 608 661, 623, 852 384, 634, 670 21 47, 656, 142 7, 212, 780 228, 954, 750 635, 874, 710 365, 164, 116 22 47, 697, 942 7, 212, 476 234, 445, 940 650, 791, 610 369, 322, 798 7, 149, <u>206</u> 43, 753, 808 228, 099, 294 634, 391, 304 362, 081, 670 23 224, 581, 216 24 37, 550, 612 6, 879, 482 623, 981, 204 357, 028, 772 年度 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 西東京市 計 2, 942, 556, 600 15 312, 432, 238 480, 776, 874 181, 233, 058 765, 852, 076 16 3, 085, 092, 700 328, 815, 862 499, 677, 504 187, 736, 568 804, 556, 026 791, 795, 208 17 3, 042, 858, 740 329, 784, 254 485, 339, 648 183, 555, 276 18 339, 271, 600 501, 069, 292 192,002,600 827, 769, 694 3, 171, 786, 280 19 320, 207, 798 481, 657, 904 178, 903, 696 792, 462, 602 3, 042, 665, 700 20 343, 168, 804 506, 921, 140 189, 568, 586 837, 820, 124 3, 221, 221, 240 321, 003, 746 481, 746, 406 182, 242, 718 800, 103, 832 3, 069, 959, 200 21 22 3, 130, 660, 400 325, 690, 438 488, 995, 666 185, 993, 014 820, 510, 516

316, 799, 806

310, 243, 742

479, 052, 472

465, 160, 546

23

24

181, 255, 554

177, 912, 200

808, 009, 466

790, 862, 346

3, 060, 592, 580

2, 994, 200, 120